

# 予算決算常任委員会 総務産業分科会記録

1. 開催日時 令和7年9月 30日(火) 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 重廣副分科会長、中平委員、首藤委員、谷村委員、  
米弥委員、田村(大)委員、吉津委員、重村委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 上田分科会長
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長、釣物次長
8. 協議事項  
9月定例会本会議(9月26日)から付託された事件(議案1件)
9. 傍聴者 2名

## 会議の概要

- ・開会 9時30分 閉会 13時52分
- ・審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和7年9月30日

予算決算常任委員会副分科会長 重廣正美  
記録調製者 釣物伸次

— 開会 09:30 —

**重廣副分科会長** 本来でありますら上田委員長が差配する予定でございましたけど、所要のため本日欠席でございますので、私、副分科会長が進行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。それでは、ただ今から予算決算常任委員会総務産業分科会を開会します。最初に委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言をしようとする場合は、挙手をして委員長と呼び、分科会長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は委員長関連と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、1問1答方式により、できるだけ簡明に行いますようお願いいたします。なお、質疑に関しましては、款・項を省略し、決算書何ページの○○事業、主要な施策の報告書何ページの○○事業など該当箇所を示して発言していただくようお願いいたします。これより9月26日の予算決算常任委員会において本分科会に分担されました議案1件について審査を行います。それでは、9月定例会議案第20号令和6年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。審査は、別紙の一覧表に沿って課ごとに行います。初めに、消防本部所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

**消防長** それでは、消防本部所管の決算状況につきまして、補足説明を申し上げます。令和6年度における消防費の決算額は、前年度と比較して、4億5,695万6,131円の増額となっております。費目別の主な増減理由につきまして、第1目「常備消防費」は約4億7千万円の増、これは、西消防署庁舎建設事業及び消防指令センター共同運用事業によるものです。また、第3目「消防施設費」は約1,480万円の減、これは、耐震性防火水槽の整備を隔年での整備計画としており、令和5年度の事業実施に伴う減によるものです。

**重廣副分科会長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

**米弥委員** 決算書242ページ、第1目「常備消防費」事業コード040、消防庁舎建設事業、主要な施策の報告書は142ページになります。こちらなんですが、消防緊急通信指令施設移設工事について、年度内の機器納入が困難となり、移設工事が令和7年度へ繰り越したとありますが、いつ頃の完成なのか、お尋ねをいたします。

**総務課長** これにつきましては、すでに完成し、竣工式までに完成しております。

**重村委員** 関連で質疑をさせてもらいます。西消防署庁舎建設事業についてであります。令和6年度の中で、消防本部の抱える事業としては1番大きな事業であったかというふうに思いますし、説明でも、予算の中で、予算増というものが際立って高いかと思います。そもそも、191号線沿いにあった西消防署の庁舎をラポールゆやの高台付近にこう移転したということで、確かに建て替えの時期に来てたという原因もある

かと思いますけれども、高齢化が進んでマンパワーがこう減少していく中で、やっぱり最前線で市民を守るという拠点として、どういう効果が認められるのか、この移転に関してどのような見解を持たれてるのか、総括的なご見解をお願いしたいと思います。

**総務課長** 高台に移転したことによりまして、油谷地区方面の伊上方面とか向津具方面とかの監視体制ができるようになりました。それに伴いまして、焚き火行為でございましたり、早急に煙が上がっている状況とか、把握できますので、それをすぐに、確認しに行くことができております。

**田村大治郎委員** それでは、第2目「非常備消防費」決算書246ページになります。事業コード015 消防団運営事業についてお尋ねをいたします。昨年度は12月の定例会で条例の改正がありまして、定数の変更であったりとか報酬の変更であったりとか改正だったりとかっていうのは行われております。そこで、まだ定数950人にしたところですけれども、現在まだ定数には消防団員数が達していないというところで、令和6年度、どのような広報周知活動、その消防団加入のため行われてきたか、お尋ねをいたします。

**総務課長** 団員確保につきましては、地元部隊による勧誘活動を積極的に行っておりますとともに、ほっちゃテレビや告知放送、広報紙などを活用し、加入促進を行っているところでございます。また、地域の実情に合わせまして活動を可能にする機能別消防団員や女性消防団員の確保につきましても、消防団と連携して取り組んでいるところでございます。

**中平委員** 関連ではなくて。ページは、242ページ、第1目「常備消防費」説明コード010 消防職員研修事業について、この執行率をまずお伺いいたします。

**総務課長補佐** 当初予算額307万9,000円に対しまして、執行額246万2,444円で、執行率は80パーセントです。

**中平委員** その減額にだいぶなってます。その理由がわかりましたら。

**総務課長補佐** 消防大学校の入校経費を計上していましたが、県から入校枠を得ることができずに入校できなかったものです。

**中平委員** これ、研修も色々あると思いますけど、どのような研修をされたのか、お伺いいたします。

**総務課長** 消防職員研修事業は、消防職員に必要な専門知識や資格取得、技能講習をはじめ、ハラスマント研修など健全な職場環境を保つための研修を行う事業でございます。成果といたしましては、各種研修により取得した知識を情報共有し、職員全体のレベルアップを図るとともに、風とおしが良く働きやすい職場環境づくりに寄与していると考えており、今後も人材育成のため職員研修を実施してまいりたいと思っておるところでございます。

**中平委員** この研修に当たらないかもしれないけど、この職員のメンタルヘルスケアについて取組をお伺いいたします。

総務課長 日頃から各所属長が職員の健康状態等の変化に注視するとともに、慘事ストレスを発症する恐れがある災害に発生した場合等には、隊員に対しましてチェックリストを基にケアを行うこととしております。

重村委員 関連ではないんですけど、いいですか。それでは、歳入について 1 点ご確認をします。第 18 款「財産収入」、第 2 項「財産売払収入」、目は 04 です。ここで物品の売払収入ということで、決算書が、48 ページになります。歳入ですから。32 万 4,500 円、何らかの物品を売って歳入のほうに入ってきてます。他の課からもここに入っている可能性はありますけれども、消防本部のどこでも売払収入ということで入っておられます。どういったものを売り払われて歳入に入れられてるのか、ご確認をしたいと思います。

総務課長補佐 令和 5 年度に更新しました救急車 1 台と消防団の車両 2 台を売払収入としています。

重村委員 参考までに金額のほうも、その救急車と消防車両を売っていくらなのか。ここには他の課も多分一緒に入っていると思いますので、金額のほうを確認させてもらっていいですか。

総務課長補佐 救急車につきましては 8 万 8,000 円、消防団車両 2 台合わせて 22 万円となります。

重村委員 これは決算を迎えて、そういう何て言いますかね、経年、経っているものでも財産価値はあるということで、極力、市の歳入として入れていこうという姿勢は十分に感じております。予算委員会なんかでも、前回も、ちょっとご指摘をさせてもらいましたけれども、結局、長門市政で購入する物品というのは、特に消防なんかというのは、何て言いますかね、経年することによって更新を必ずしていかないといけないという状況の中で、それなりに資産価値があるものを更新ということが起きてくると思うんですね。今後、市の財政もこれから本当に厳しい状況が予想される中で、どういった今後見解を持って、こういった物品の売払をされるのか、確認をしておきたいというふうに思います。

総務課長 下取りや市民への譲渡等につきましては、業者等に確認いたしましたところ、やはり下取りはないということでございます。市民の方への譲渡につきましても、更新する車両というのがもうあまりにも古くて、もう 25 年以上経過したものでございまして、故障するリスクが高いということで、安全面等から考えましても、やはり解体を前提とした売払を行いまして市の収入としたほうが良いのではないかというふうに、今現在検討はしているところでございます。

中平委員 常備消防費全体になるんですけど、西消防署の人員の配置、これは班構成であったり、班に何名おるかというところで、私の私見としたら少ないんじゃないかなと思いますが、その辺りの見解をお伺いいたします。

消防長 その質疑に関しましては、私のほうからお答えさせていただきたいと思いま

す。西消防署の人員配置につきましては、現在、署長及び 24 時間勤務の一隊 5 名の 3 班 15 名を配置しておるところであります。以前も、令和 4 年 6 月議会の一般質問において重村委員からも西消防署の体制についてご質疑がございましたけど、西消防署の体制を検討するにあたりまして、やはり災害時における出動状況等を検証しつつ、定年延長制度や育児休暇をはじめとした働き方改革、また共同運用開始後の警備体制にもよりまして人員配置が変わってくることから、西消防署だけでなく消防本部組織全体で職員の適正な人員配置も含めて慎重に検討を進めている状況で、その結果を踏まえて今後対応していきたいと考えているところであります。

米弥委員 事業コード 900、同じく常備消防費で主要な施策の報告書 143 ページですが、消防指令センターですけど、センターの人員配置について市から 2 名ですか、人員配置をされていると思いますが、担当課としてこの人数は適切と考えておられるのか、お尋ねをいたします。

警防課長 長門市から 2 名の配置となっております。それは令和 8 年 2 月以降の話でございますけど、それは下関、美祢、長門の 3 市で話し合って、美祢市 2 名と、残りは下関市という形で配備しております。

中平委員 これも常備消防費に入ると思いますが、令和 6 年度の全国の火災状況、これは車両火災のことをいうんですけど、それに対応し、リチウムイオンの 100 パーセントの電気自動車、ハイブリッド車で火災が多々起きている状況であります。それに對して、それを消せるような化学消防車の導入等は考えられてないでしょうか、お伺いいたします。

消防本部次長 現在、化学消防車は中央消防署に 1 台配備しております。また、ハイブリッド車等の車両火災に対応もできる泡消火装置を搭載したポンプ車については、車両更新時に整備することとし、令和 4 年度に中央消防署に配備しております。

米弥委員 決算書 244 ページ、第 2 目「非常備消防費」、事業コード 010 消防施設等整備事業、主要な施策の報告書 145 ページですが、老朽化した機庫の更新を行う事業で、通分団第 1 部隊の西町機庫と、向町機庫及び第 2 分隊機庫の計 3 箇所を選ばれますが、その理由をお尋ねいたします。

総務課長 通部隊につきましては、第 1 部隊、第 2 部隊がございました。機庫につきましては西町機庫、向町機庫、それと田ノ浦機庫の 3 箇所がございました。いずれも、築 50 年以上経っております、一昨年、通第 1 部隊と第 2 部隊が統合いたしまして、通部隊というふうになりました。それに基づきまして、通の向町機庫、これは中間点ぐらいになるんですけども、そこに消防車 2 台が収容できる機庫を建築予定としていたものでございます。

米弥委員 このほかに整備を行わなければならない機庫等はあるのか、お尋ねいたします。

総務課長 現在検討中ではございますけれども、油谷の河原部隊、これがちょっとか

なり古くなっているところでございます。それと、俵山の第1部隊、これが、大羽山機庫等が古くなっていますので、そちらのほうもちょっと検討してまいりたいと思っておるところでございます。

重廣副分科会長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないで、質疑を（「今一度」と呼ぶ者あり）今、先ほど消防長が答えられたので――すいません。今一度、消防本部所管全般にわたりご質疑ありませんか。

重村委員 それでは、今一度ということで、消防長の見解をお尋ねします。決算審査というのは、翌年度以降の市政運営に私は大きく影響する審査会だというふうに認識をします。そういう観点から1点だけ、見解を確認させてもらいたいと思います。先ほどの物品売り払い、今後の消防っていうのはそういう、なんて言いますかね、更新作業しないといけない時期に来てるけれども商品の価値はある、実質的にはですね。だけど、金額に直せば非常に低いというような場面もこう想定されるかと思うんですけど、是非、私は消防本部に配備されたものっていうのは、なかなか一般の方が手に入れるような物品ではないというふうに認識します。具体的に言えば、今年の農業者なんかっていうのは非常に取水が困難で厳しかった地域もあります。私は、ポンプなんかっていうのは、やっぱりあのレベルのポンプを買うっていうのは、一般市民には無理だし、なかなか厳しい。そういうことを考えれば、これから財政とかいろんなことを考えた時に、私は、市の財産で購入したものをやっぱり有効的に利活用していく。私はああいったポンプ、市民の皆さんに危険のないレベルでお渡しますって言ったら、かなりの私は団体の方が、それは気を付けて使うから譲ってほしいっていう方、私はいらっしゃると思うんですよ。そういう今後の、やっぱりみんなの税金で買った資産をただ鉄くずにして売り払っていくっていうんではなくて、もっと有効的に市民のためになる再利用っていうのを、やはり私は執行部として見解、考えてみるべきだというふうな認識を持ってます。なかなか法令的とかいろんなことで壁は高いかもしれませんけれども、そういう観点でもう1回考える余地が残されてるのか、消防長としての見解を確認しておきます。

消防長 市の財産を市民の方にということで、そのあたりの考えにつきましては良いことだと思っております。先ほど総務課長が答弁申し上げましたように、やはり経年劣化による危険性とかもちょっと否定はできない状況ではございます。また、現在の小型ポンプにおきましては、更新時に一応、程度が良いものに関しては、今、消防団車両の点検とか車検時等に、修理等の代替等としていくらか、もし修理する場合に、それが必要な場合に備えて予備を備えているところであります。委員ご指摘の、今後の検討する余地はあるかないかというご質疑につきましては、今一度また検討してまいりたいと考えているところであります。

重村委員 ちょっとくどくなつてあれですけど、私は個人に売ると、非常に危険度も増すし、色々管理でとかで、あと問題が起こる可能性があると思うんです。私はやっぱ

り、そういうものっていうのは、きちんとした保管をしてくれる、そこらあたりで、運用面でなんか気にかかることがあるんであれば、地域であったりとか団体単位で降ろしていくとか、そこらあたりをぜひ模索をしてみていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

田村大治郎委員 それでは、先ほど総務課長からもお答をいただいたんですけれども、246 ページの消防団運営事業について、消防団員の確保なんですかけれども、消防力の維持のために、消防団の確保を令和 6 年度総括して、今、消防長、どのようにお考えか、消防長のお言葉をお伺いしたいと思います。

消防長 地域防災力の中核を担う消防団員の確保につきましては、大変重要な問題であります。人口減少や高齢化に伴い団員数も減少している状況ではあります、団員確保の取組として、先ほど総務課長が申し上げた活動のほか、先ほど田村委員も申し上げられましたが、これまで消防団員の処遇改善として、団員報酬の個人支給と年額報酬の引き上げ等を行ってきたところであります。今後も、やはり団員が活動しやすい環境づくりに努めていかなければならぬと思っておりますので、必要な資機材や装備等の充実に努めてまいりたいと考えております。

重廣副分科会長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないでの、質疑を終わります。以上で消防本部所管の審査を終了いたします。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:56 —  
— 再開 9:57 —

重廣副分科会長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。次に、三隅支所、日置支所及び油谷支所の所管について一括して審査を行います。執行部の説明がありましたらお願ひします。

三隅支所長 三隅支所所管につきまして補足説明は特にございません。

日置支所長 日置支所所管につきまして補足説明は特にございません。

油谷支所長 それでは、補足説明をいたします。決算書の 91 ページから 94 ページの第 13 目「油谷支所費」でございます。決算額が 7 億 9,892 万 1,094 円で、令和 5 年度に対し約 7 億 500 万円の増となっております。これは、事業コード 025 油谷地区小さな拠点づくり推進事業において、油谷支所庁舎及び YY ふれあいセンターの建設工事に着手し、完了したことにより、約 7 億 470 万円増額したことが主な要因でございます。

重廣副分科会長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

中平委員 三隅支所と日置支所にお伺いします。決算書が 77、78 ページになります。

これ第 6 目「企画費」ページが違うとこありますけど、事業コード 600 その他事業。これは各地区ふるさとまつり等開催費補助金だと思いますが、まず三隅支所に開催まつり名と補助金額及び執行率をお伺いいたします。

三隅支所長 三隅地区におきましては、421 万円のうち 241 万円を執行しております。内訳といましましては、湯免温泉まつりに 55 万円、三隅ふるさとまつりに 180 万円、上地区ふるさとまつりに 6 万円の補助をしておるところでございます。

中平委員 この成果と課題がありましたらお伺いいたします。

三隅支所長 三隅地区のまつりにつきましては、令和 6 年度、特にみすみふるさとまつりにつきましては 10 月 20 日に開催しておりますが、香月泰男画伯没後 50 年というところで、私の地球 ふるさとみすみ 50 年後の空の下と題しまして、香月画伯にちなんだイベントを開催したところでございます。このことから、総合学習の一環として、中学 3 年生に実行委員として入っていただきまして、企画、準備、運営するコーナーを設けるなど、特色あるイベント内容としたところでございます。これらのふるさとまつり等によりまして、地区の地域活動による世代間の交流が図られると同時に、三隅地区の特色を活かしたイベントを行うことができたと考えております。併せて、中学生のボランティアの参加による人材育成を図りつつ、地産地消など食育啓発についても図ることができたと考えております。成果としては、こういった地域コミュニティの活性化を大いに図ることができたのが 1 番の成果だと考えております。それから、課題といましましては、実行委員会につきましては、民間の方に入っていただき、企画、運営にあたっていただいておるところでございますが、まだまだ行政が主導しているところがございます。今後、まつりの運営のあり方につきましては検証が必要であるかと考えております。

中平委員 日置地区について同じ質問をします。開催祭り名と補助金額、執行率をお願いします。

日置支所長 日置支所の補助金につきましては、471 万円のうち 180 万円を支出しております。

中平委員 それでは、その成果と課題をお伺いいたします。

日置支所長 高齢化や人口減少、地域コミュニティの希薄化等により、集落の祭りやイベント、行事がなくなってきている中で、日置ふるさとまつりにつきましては、令和 6 年度は約 3,000 人の方に来場していただき、ステージイベントでは、日置地区の園児、小学生、中学生、地元の太鼓団体等の演奏や合唱に対し大変喜んでいただきました。元気をもらえて良かったという声も聞いております。日置ふるさとまつりを実施することで地域の活性化の一助を担っていると考えております。また、令和 6 年度から、日置中学校生徒に実行委員として参画していただき、ステージイベントの一部の企画、運営、全生徒による会場の事前準備、片付けを手伝っていただくなど、市民協働による祭りとして進歩が見られたものと考えております。課題としましては、窓口業務、施

設業務に携わる支所の職員が事前準備等を行うことが通常業務の負担になっている面もございます。令和 6 年度からは、先ほど言いましたけども、日置中学校生徒に事前準備、片付けを手伝っていただけておりますが、今後は、より市民協働推進するため、実行委員会の中で部会制を構築するとともに、市の職員と一緒に予算を含めて企画運営し、住民主体のふるさとまつりの実現を目指していきたいと考えております。

重村委員 それでは、3 支所長一緒に審査ということで、長門市政を見ると、こうこの本庁舎があつて、3 つの支所があると各地区に、そといった構図になつてます。それぞれの支所の床面積も若干違うでしょうし、機能的には大体同じような形の職員配置で、規模であろうというふうな認識を持つてゐるんですけど、まず三隅支所の支所費についてお尋ねをします。この中で、燃料費が 201 万 9,115 円ということで、ほかの支所っていうのは、燃料費っていうのは 50 万円以下ぐらいで、抑えられてますけど、三隅支所だけ突出して燃料費がかかるつてます。これは、ごみの収集事業が三隅地区は支所単独でやられてるという関係という認識でよろしいでしょうか。

三隅支所長 燃料費につきましては、令和 6 年度 201 万 9,115 円という数字になつております。燃料費が大きな要因につきましては、三隅支所の空調設備が、プロパンガスを燃料としており、令和 6 年度、1 立米あたり 400 円の単価となっております。その関係から、他所の支所と比較して多いと考えております。

重村委員 ちょっと確認ですけど、私が先ほど申しましたゴミ収集の関係で、この燃料費っていうのは他の支所に比べて多いということではないという認識でいいですかね。

三隅支所長 ゴミ収集の内容につきましては、「清掃費」、「塵芥処理費」のごみ収集事業、委託事業(直営分)のほうに計上しております。

重村委員 はい、わかりました。空調設備がガスなのか電気なのかっていうことで、こういったとこにこう出てくるっていうのがよくわかりました。それでは、次に日置支所の所長のほうにお尋ねします。ほかの支所と比べると、光熱水費が非常に 3 支所と、こう比べてみると、非常に計量的に高い決算額になつてます。極端に高いかっていうと、200 万円以内でこう抑えてる支所がある中で、200、いくらですか、239 万 5,000 円ということで、ちょっと高いかなっていう感覚があるんですけど、これはやっぱり施設の大きさというふうな認識で思つてよろしいんですかね。何かこう要因的なものがきちんとありましたらご答弁お願いしたいと思います。

日置支所長補佐 日置支所には東庁舎がございまして、そちらが 3 団体使用しておりますので、そちらの光熱水費も日置支所費のほうで支払っております。その関係かと思われます。

重村委員 説明資料 28 ページになります。油谷支所の小さな拠点づくり推進事業について 1 点だけお尋ねをします。色々あったかと思います。ここの拠点を整備するにあたっては、時期的なものもありまして、最後、合併特例債の案件もあったし、市民を

巻き込んでのことがあったと思います。こういった事業をするにあたって、ある程度、令和 6 年度のどこで事業としては大方の完結を見たということで、こういった事業を進める上で、何と言いますかね、今後に生かすべき反省点であったりとか教訓であったりとか、これらあたりを支所長として苦労もされたかと思いますけど、どういう見解を持たれているのか確認をさせていただきたいというふうに思います。

油谷支所長 油谷地区小さな拠点づくり推進事業におきましては、具体的には老朽化しております油谷支所庁舎、そして油谷保健センターの適正配置についてございました。令和 3 年度、基本計画の検討委員会から、高台への油谷支所移転、そして現支所の敷地に複合施設建設という報告をいただいたところです。しかしながら、地元自治会を中心に反対の声が上がり、議会から支所のあり方に関する様々な選択肢を示した上で、油谷地区全体の合意形成が図られるよう丁寧な説明を続けることと、そういう附帯決議を受けまして、令和 4 年度、市長出席のもと、住民説明会を 4 回開催したところでございます。最終的に、現支所敷地内に支所庁舎と複合施設を建設する方針を決定させていただき、令和 6 年度末、建物部分は完成したところでございます。この度の事業につきましては、議会からの附帯決議がございましたように、地域への丁寧な説明がやはりキーではなかったかというふうに考えております。地域の声を伺い、これにより方針の決定、事業への着手、完成という流れが、方向性ができたものというふうに考えております。支所は、地域で一番身近な行政窓口であります。地域の声を丁寧に伺う、これが本当に大事であるというふうに考えております。このことを肝に銘じながら、さらなる市民サービスの向上に努めていきたいというふうに考えております。

重廣副分科会長 ほかにご質疑はございませんか。

重村委員 それでは、もう 1 点だけ。各支所費の中に施設管理委託料というのがあります。どこも似通った数字で 543 万円、543 万円、油谷が 545 万円ということで、多分これは土日祝日、それから正月等の日直、当直、これらあたりの施設を守っていただく委託料であろうというふうに認識をしておりますけど、委託料は、ほぼほぼ同額に近いというのは、ある程度、3 支所とも業務はほぼ似通っていると。それで、入っていただく日数もほぼ一緒というような形で、何て言いますか、委託者とご契約をされているのか。3 支所がある程度この金額レベルだよねというような話し合いがあるのか、それとも各支所できちんと見積もりを取って委託契約に結びついているのか、確認をさせていただきたいというふうに思います。

三隅支所長 各支所、程度の差がございますが、日直、宿直の事業内容については、ほぼ一緒でございます。委託につきましては、それぞれ各支所で発注のほうをいたしております。

重村委員 それでは、3 支所がこのレベルだよねとか、こういう何て言いますかね、見積もりを取る時というのは、見積もりを取る側も積算をきちんとして、適正な金額なの

かどうなのかっていう判断をするわけですけど、それはそれぞれ単独で支所ごとに行われているということで。

三隅支所長 はい、そのとおりでございます。

重廣副分科会長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようございますので、質疑を終わります。以上で三隅支所、日置支所及び油谷支所所管の審査を終了いたします。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:15 —  
— 再開 10:16 —

重廣副分科会長 次に、会計課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

会計管理者 会計課所管につきまして、補足説明はございません。

重廣副分科会長 補足説明はないようございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 決算書 45 から 46 ページです。第 2 目「利子及び配当金」、1,961 万 5,641 円について、これは令和 5 年度決算より 759 万 7,000 円の増収となっております。悪いことではございませんが、その理由をお伺いいたします。

会計管理者 基金運用益が増えた要因は、利率の高い債券の保有や、昨年 3 月に日本銀行がマイナス金利政策を解除し、その後利上げを行ったことで預本金利が上昇していることが挙げられます。

中平委員 令和 6 年度に基金と歳計現金を含む運用があると思いますが、その運用上の注意点等、こういうことが良かったよというところがあればお伺いいたします。

会計管理者 まず、歳計現金につきまして、各課からの収支予定報告を徹底するとともに、支払いにおいては、さらに財務会計システムのデータを集約して、より正確な資金収支計画に努めたところでございます。常時、正確な収支予定を把握することで、可能な限り支払準備金を圧縮し、余剰金は短期の定期預金等を利用して細やかな預入れを実施したところでございます。次に、基金につきましては、地方自治法では確実かつ効率的に運用しなければならないと規定されておりのことから、本市では安全性と流動性を確保した上で、効率的な運用を行っております。具体的には、基本、安全性に留意しながら、一括運用が可能な基金につきましては一括運用を行い、流動性を確保するための定期預金による短期的運用と、少しでも高い効率性、収益性を重視した債券での長期的運用を組み合わせて運用の利益を図ったところでございます。その結果、基金運用開始以来、最高の運用益となったところでございます。引

き続き、日本銀行の政策や金融市場の金利の動向を注視しながら、確実かつ効率的な運用に努め、収益性の向上に図ってまいりたいと思っております。

重廣副分科会長 ほかにございませんか。

田村大治郎委員 それでは、決算書 72 ページです。第 4 目「会計管理費」、事業コード 900 会計管理費の手数料についてお尋ねをいたします。昨年度よりも増額をしておりますけれども、その増額の理由についてお伺いします。

会計課長補佐 増額の主な理由といたしましては、内国為替制度運営費の負担等に伴います令和 6 年 10 月から口座振込にかかる指定金融機関への手数料の支払いが新たに発生したため増となったものでございます。なお、内訳といたしましては、指定金融機関の支店や系列銀行への振込みが 1 件当たり 55 円、6,665 件、その他の銀行への振込みについては 1 件当たり 123 円、1 万 4,210 件で、令和 6 年度実績が 211 万 4,405 円となっております。

重廣副分科会長 ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)質疑もないようでございますので、質疑を終わります。以上で、会計課所管の審査を終了いたします。次に、選挙管理委員会事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会所管につきましては、特に補足説明はございません。

重廣副分科会長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 決算書は 109 から 110 ページ、第 2 目「選挙啓発費」について、これは令和 6 年度の選挙啓発、これは投票率を上げるっていうことが主なものと思いますが、その取組についてお伺いいたします。

選挙管理委員会事務局長 まず、選挙啓発、常時啓発としての取組につきましては、毎年、小中学生に夏休みの宿題も兼ねた選挙啓発に関する作品、習字、ポスター、標語を募集しているほか、模擬投票や投票すごろく、選挙間違い探しなど、子どもたちに選挙を身近に感じてもらえるよう、教育委員会が主催する長門夢・みらいフェスタに出展し啓発を行っておるところでございます。次に、選挙時におきましては、懸垂幕や横断幕の設置をはじめ、広報紙やケーブルテレビ、音声告知端末やホームページでの周知に加えまして、選挙期間の長い国政選挙と県政選挙時のみになりますが、明るい選挙推進協議会委員と選挙管理委員が一緒になりまして、フジやサンマートなどの商業施設におきまして街頭啓発の活動を行っているところでございます。また、昨年 10 月の衆議院選挙から新たに LINE 公式アカウントにより周知をし、投票の呼びかけも行っておるところでございます。

重廣副分科会長 ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、選挙管理委員会事務局所管の審査を終了いたします。

次に、監査委員事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

監査委員事務局長　監査委員事務局所管につきましては、特に補足説明はございません。

重廣副分科会長　補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、監査委員事務局所管の審査を終了いたします。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:24 —  
— 再開 10:25 —

重廣副分科会長　休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議会事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

企画総務部長　議会事務局所管につきましては、特に補足説明はございません。

重廣副分科会長　補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑もないので、質疑を終わります。以上で議会事務局の所管の審査を終了いたします。次に、総務課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

企画総務部長　総務課所管につきましては、特に補足説明はございません。

重廣副分科会長　補足説明がないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

重村委員　主要な施策の報告書で言うと 12 ページであります。一般管理費の職員研修事業についてお尋ねをしたいと思います。毎年予算を組まれて、こういった職員のスキルアップであるとか、定期的に、資質の向上を目指して、研修事業が研修を受講する機会を与えられていると思うんですけども、令和 6 年度の決算を迎えてどういった成果があったのか、どういう見解を持たれるのか、お尋ねをします。

総務課長　本市では、長門市人材育成基本方針及び 3 か年ごとに見直しをしております長門市役所内部研修計画に基づき、限られた時間、資源を使いまして最も効果的に目的を達成できるよう研修を組み立てまして実施しているところでございます。令和 6 年度の研修につきましては、先ほど申しました計画、令和 6 年度から令和 8 年度までを期間と定めました研修計画をベースにしまして、その時々の時勢に応じ新たな研修を加えまして実施をしてまいりました。特に、市の独自研修におきましては、昨年度から新たに萩市、美祢市と 3 市合同で、採用後 5 年目までの若手職員を対象に、自らのキャリアについて考え、主体的な業務遂行や自発的な能力開発を促し、仕事へのモチベーションを高めるためのキャリアデザイン研修を初めて実施したほか、デジ

タル戦略課にデジタル推進補佐監として外部から専門人材をお招きしまして、生成AIの仕組みと仕事への活用を学びます生成AI基礎活用研修をはじめとしたデジタル関連研修を実施しまして、デジタル人材の育成にも取り組んできたところでございます。お尋ねの研修の成果につきましては、なかなか数値で視覚的にお示しすることはかなわないところでございますが、研修実施後の受講者のアンケートによりますと、今後の業務に参考になったなど、前向きな意見も多数ございまして、一定の成果はあったものと考えております、研修の成果は、今後各業務において潜在的に表れてくるものと期待しております、これまでの研修成果の積み重ねによりまして、現在の市政運営が途切れることなく着実に遂行されているものだと認識しておりますところでございます。

重村委員 はい、よくわかりました。研修事業といえども、その3か年の計画を立てて、今の期間であれば令和8年度までの計画を立てて、それに基づいてこう研修事業を内容吟味してることであろうと思います。やはり決算を迎えて、翌年度以降により良い研修事業であってほしいという観点から、ちょっと見解を聞きたいんですけれども、昨今、起るその事案を見ると、確かにスキルのアップであるとか、資質の向上であるとかいうのももちろん必要ですけども、私は研修事業の中に、極端に言ったら、やっぱり公務員になってもう1回こう初心に戻る、例えばモチベーションを上げるとか、そういう研修の講座も、私は大いに含めるべきではないかというのが、なぜかっていうと、昨今起る事案であったりとか、やっぱり途中でこう退職される職員の方が多いと、最近ね。それっていうのは非常に人材も財産ですから、せっかくこう仕事覚えていただいてやっぱり中途退職されるとかいうの、非常に財産を失うのと同じと考えればね、私はやはりもっと講座の中で、スキルとか資質とかだけに、目を向けるんではなくて、もう1回やっぱりモチベーションをこう蘇らせるような研修であるとか、それとか、3市でやられてるっていうのもありますけど、私は民間も、使うべきではないかというような気もあるわけです。そこらあたりの見解をお尋ねしておきたいというふうに思います。

総務課長 今おっしゃられるように、やはり仕事のモチベーションを上げていただいて、職場のほうで能力を発揮していただくっていうのが、組織運営にとっても重要であるっていうふうには認識しております。モチベーションを上げるためっていうところで、民間との関係でございますと、これもちょっと若手職員になるんですけど、市内の民間企業と、合同で研修を実施っていうのも昨年度からしております、今年度も今実施する予定で、ちょうど今募集をかけているところでございます。そういったところで、若手職員に対しましても今後のキャリアを考えていただくっていうところで、そういった刺激も与えながら業務に今後励んでもらうっていうこともしております。あと、中堅ですとか我々のちょっと役職の職員に対しましても、やはりモチベーションを維持していただくっていうのは重要なと思っておりますので、今言われるように、いろんな研修

を様々実施しておるところですけど、そういった視点についても今後取り入れて、いろんな研修を実施していきたいっていうふうに考えております。

**重村委員** これで最後にしますけど、民間という言葉を私はしましたが、決算議会っていうのは、僕は翌年度以降の、施策に大いに反映材料になっていくという見解から発言もさせてもらっていますけど、例えば教職員であれば、民間に1年間ぐらい出向で出ていって、民間の厳しさをそこで肌で感じてっていうようなこともしてるわけですね。それは大体です、教頭になられるか校長になられるかの寸前で、民間企業に1年間ほったり出されるというようなこともされます。市の職員が、長期で、例えば地場の企業についていわけにはいかないかもしれませんけど、私はそこで、そういうやっぱ民間の厳しさとか、身を置くことによって、自分たちの仕事はいかに大切なのかとか、自分たちがある意味では幸せな環境で仕事ができるとか、そういうとこに気づくこともあるうかと思うんですよ。ですから、ただスキルアップの講座をしたとか、資質が向上したっていうレベルもですけど、今やっぱり1つはモチベーション。それから心の部分で、やっぱり今一度、やっぱ公務員になってよかったというような私は、研修というのもぜひ考えていただきたいっていうふうに思っております。見解だけ聞いて終わりにしたいと思います。

**企画総務部長** それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。今、民間のほうに長期の研修もあるのではないかというようなご提案もいただいたところであります。それに即、すぐすぐそれがということはできませんけれども、例えば、今現在、我々のほうでも、例えば国のほうに出向していただいている職員がおります。それについては、例えば今回万博のような担当のところに行ってるとこには民間からもたくさんの人材が入ってきてますので、民間交流というところではやっておりますし、国はよく国の組織においても民間の方が入ってきてる部分がありますので、そういったところでの刺激をかなり受けてきていると思います。そういうところで、我々も、民間のそういう、業務の仕方、それをこの公務のほうに活かしていただくようなことは今後も考えていかなければいけないというふうに考えております。

**中平委員** コンプライアンス研修、法令を守ると。これ、正職員も会計年度職員もやられてると思うんですが、その研修回数、受講人数をお伺いいたします。

**総務課長** 令和6年度に実施しましたコンプライアンス研修につきましては、課長補佐級以上の正職員を参加対象職員としまして、うち課長級以上の職員につきましては義務受講として実施しまして、延べ2日間で4コマに分けて実施したところでございます。それで、参加職員数については100人の参加をいただいたところでございます。

**中平委員** それではその部下にあたる人たちに課長がそれを繋げるというか、教えるというような考え方でよろしいですか。

総務課長 まずは、やはり管理職って言いますか、役職の方にコンプライアンス、法令順守っていうところを理解していただいて、それを職場に持ち帰っていただいて、そこを守っていただくっていうことを考えて、令和 6 年度につきましては上の役職の方を対象として実施したところでございます。

中平委員 重村委員の成果、課題とちょっと被るところがあると思いますけど、このコンプライアンス研修に対する成果、課題をお伺いいたします。

総務課長 令和 6 年度に実施しましたコンプライアンス研修につきましては、これまで座学中心の研修を行ってきたところでございますけど、令和 6 年度につきましては、具体的な事例を用いた内容としまして、グループワークを取り入れた研修に改めたところでございます。受講者のアンケート結果によりますと、コンプライアンス遵守の重要性を再認識することができ、今後業務に活かしていきたいといった意見ですとか、ケースを用いたグループワークの形式を導入しましたので、参加者同士で話し合いをすることで様々な見方があり、気づきを与えてもらえたので、今後も定期的に実施してほしいといった意見も多く、一定の成果はあったものと考えております。しかしながら、残念ながら今年度、管理職による不祥事が相次いだっていうことがございましたので、アンケートの中にも意見がございましたが、いかに意識付けが重要であるか、研修を行っても 1 人ひとりが自分事と捉えていただいて研修の内容を活かしていくかが課題として突きつけられているのかなと感じたところでございます。

田村大治郎委員 決算額 665 万 9,382 円ということで、この費用全く無駄だとは思わないんですけども、ちょっと 1 つだけお尋ねをするんですが、この職員研修を行って、我々こうやって決算書であるとか報告があったものっていう、そのアウトプットされたものしか見る機会がありませんので、ちょっとここでお尋ねをするんですけども、研修や派遣によって何が変わったのか、研修や派遣の後の行政サービスの向上にどのようにつながったのか、この研修が。研修しなきゃ変わらなかつたのか、研修しなくとも変わつたのか、このあたりの見解についてお答えいただけますでしょうか。

総務課長 先ほど重村委員の答弁の中でもちょっとお答えをさせていただいたんですが、なかなか研修の成果というところを視覚的にお示しするっていうことは難しいかなとは考えております。研修があったかなかつたかでどう変わつたのかっていうところではございますけど、研修につきましては、これまでずっと積み重ねて実施してきたところでございますので、その成果の積み重ねによりまして今の市政運営が保たれている、途切れることなく着実に遂行できてるのではないかっていうふうに考えておるところでございます。

重廣副分科会長 そのほか、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは今一度、総務課所管全般にわたり、ご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないでの、質疑を終わります。以上で総務課所管の審査を終了いたします。こ

ここで、説明入れ替えのため、暫時休憩をいたします。再開は10時50分といたします。

— 休憩 10:40 —

— 再開 10:50 —

重廣副分科会長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、企画政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

企画総務部長 企画政策課所管につきましては、特に補足説明はございません。

重廣副分科会長 補足説明はないようございますので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

田村大治郎委員 決算書 70 ページです。第 2 目「文書広報費」、事業コード 030 シティプロモーション事業です。情報発信について、令和 6 年度の活動を経て、最も力を入れるべき媒体をどのようにターゲットとして絞ったでしょうか、お尋ねいたします。

企画政策課長補佐 令和 6 年度のシティプロモーションにおいて、九州北部地域メディアを利用したプロモーションを新たに行いましたので、最も力を入れた媒体ということであれば、テレビ及び動画配信を中心とした媒体というふうになります。

田村大治郎委員 それでは、説明資料 14 ページにあるんですが、事業の成果と課題の 2 番、職員を対象とした情報発信講座についてということで、情報発信講座が行われております。情報発信研修が 1 回、Instagram を活用した地域の魅力を発信するノウハウを身につけるため等々の内容ですけれども、SNS での情報発信に関わる職員数は今何人になるんでしょうか。

企画政策課長 人数と言いますが、まず委員ご紹介いただいた職員を対象とした情報発信講座なんですけれども、こちらにつきましては SNS の活用を視野にそういうマーケティングを専門とする講師を招いて、庁舎で実際に SNS アカウントを運用している担当職員、一般職員を対象にということではなくて、実際に運用している担当職員、例えば移住の担当の職員であったり、市民活動支援センターの担当職員であったり、庁内以外にも、道の駅センザキッチンの情報担当であったり、ふるさと納税の担当であったり、そういう限られた方を対象にして開催したものでございます。今お尋ねの職員数については、参加人数がその数に当たるかなと思います。

田村大治郎委員 ちょっと今の質問は、私も変な質問だったかなと。先ほどの説明でもありましたけれども、動画配信などをされているということで、ネットを活用した情報発信に対するこの有効性と言いますか、そういうものを認識してやっていらっしゃるんだろうと思いますけれども、以前は、言うて 1 年とか 2 年ぐらい前ですけれども、SNS に対しの情報発信に対しては、あまりこう何て言うか、評価されてなかつたというふうに私は印象を受けておりますけれども、この令和 6 年度の事業を経てですね、今もう 1 日に何回も長門市の関係するたくさんのアカウントを見るようになったんで

ですが、SNS に関するその職場の理解というのは進んだんでしょうか。

企画政策課長補佐 SNS を活用した情報発信についてですが、シティセールスを担当する投稿の話題等以外にも、市内外でのイベントやお知らせを市の公式 SNS で発信しているところであります。その情報を発信するにあたりまして、情報発信依頼フォームというものを作成して、職員誰でも簡単に依頼のできる仕組みを作るとともに、SNS のフォロワー数や、そのフォームの入力方法などを各課の担当者に個別に説明を行って、その重要性、SNS で発信する重要性を周知しまして、またさらにその内容を毎月掲示板においてお知らせすることで、全庁的に理解を深めて、SNS の活用の意識を高めているところです。

重廣副分科会長 ほかにございませんか。

中平委員 決算書 77 から 78 ページ、第 6 目「企画費」、事業コード 110、報告書は 18 ページにございます。医療・福祉系人材確保事業について、これは健康増進課所管の緊急医療体制確保対策事業補助金は病院を対象としたもので、この事業は個人を対象としたものという認識でよろしいでしょうか。

企画政策課長 はい、委員お見込みのとおりでございます。

中平委員 それでは、この成果、課題について詳しくお尋ねいたします。

企画政策課長 この事業につきましては、市内で不足をする医療福祉分野の専門人材の確保と若者の定着といったところを事業目的としております。成果といたしましては、新規の認定者もあり、交付対象者、交付者数も増えておりますので、そういった意味で事業目的に一定程度の貢献をしているのではないかというふうに思っております。一方、課題でございますけれども、この制度自体の周知が口コミで広がっているようではございますけれども、まだまだ目標とする人数に達していないというところで、その制度の周知についてはさらに努力をしていく必要があるかなというふうに思います。

中平委員 これは答えにくいと思うんですけど、僕らは医療関係者との意見交換、こういう人材等の集まりには、やはりこの長門県域では特に看護師が不足されているということなんで、そういう観点からの見解というか意見がありましたら、よろしくお願ひします。

企画政策課長 この制度が始まりまして、毎年、事業の募集のチラシができた時点で、いろんな主だった市内の事業者を回りまして、制度のお願いと意見交換という形でヒアリング等もしております。その中で、やはり人材不足というのはどの事業所からも聞かれまして、特に若い人は山陽側に流れやすいというような声もいただいております。医療関係者が集まるような会議、健康増進課が開かれるようなところの会議においても、このチラシ等も、制度の紹介はしていただいてるということで、事業者からすれば、こういった制度があることで、その募集のその PR というか、何か 1 つのメリットということで、あつたら助かるというようなお声もいただいておりますので、引き続きそ

といった現場の声を聞きながら、取組については進めていきたいなと思っております。

重廣副分科会長 そのほか、ご質疑はございませんか。

重村委員 それでは、報告書 16 ページです。地域おこし協力隊設置事業についてお尋ねをします。この事業というのは、平成 25 年 8 月からこういった事業が行われて、長門市も第 1 号に着任したのが俵山だったんで、非常によく覚えているんですけど、こういう事業で、何て言いますかね、地方の都市に来てくれる、非常に刺激になるし、いいなっていうお思いをよく覚えてます。12 年を迎えて、やはり私は行政として 1 つ、やっぱり 10 年 1 昔と言いますから、この事業が本当に長門市のこの地方のまちにとてどんな存在なのかっていうのは、やっぱり検証するということも必要であろうと思います。令和 6 年度の成果も含めて、この事業が長門市の市内において、どういう立ち位置で、どういう成果を出しているのか、見解がございましたら、まず聞かせていただきたいと思います。

企画政策課長 委員ご案内のとおり、この事業につきましては、平成 25 年度から地域おこし協力隊設置事業に取り組みを始めまして、これまで 34 人の隊員が着任をして、それぞれのミッションに応じた地域活動をしてきたところでございます。現時点におきまして、そのうち 28 人が退任をされておりまして、8 名が県外転出で、今の定着率としては 71.4 パーセントとなっております。事業の成果、検証になりますけれども、退任後に市内に定住をされた方につきましては、それぞれ起業した方もいらっしゃいますし、就職をした方もいらっしゃるところで様々ではございますが、今見てみると、地域の中で貴重な人材として活躍をされているんじゃないかなというふうに思っております。本市においては、少子高齢化に伴います人口減少というのが最大の課題となっておりますので、そういう都市部から人材を呼び寄せて、任期中には地域活性化につながる活動をしていただく人材として、また退任後には市内に定着、定住をされた場合には、それぞれの地域を支える人材として活躍が期待でき、地域課題の課題の解決につながるというところがありますので、本事業については継続をして取り組んでいくべきものと考えております。

重村委員 はい、わかりました。それではですね、もう 1 点確認は、私が 6 月定例会で一般質問をしたら、市長は「スクラップアンドビルトを議員の皆さんも頑張ってやってくれ」と、そういうニュアンスの発言もありましたから、私は今回の決算は、やっぱり長年にわたってやられている事業が本当に本市にとって必要なのかどうなのかっていう観点、視点を持ちながら、発言をさせてもらいたいというふうに思っています。これは総務省の事業で、当然財政的な措置も総務省からあるということで、若い方が入ってくる、地域にとってもいい、双赢の関係で事業はされていると思うんですけど、12 年になると、やっぱり今の社会情勢というのは、例えばそうですね、最低賃金が上がったりとか社会情勢が変わっていく中できちんと、当初の方の給料を聞くとね、いやこれで生活していくかなっていう額ぐらいですよ。そこらあたりっていう

のは、きちんと 12 年前から今現状まできちんと手当がでているのか。例えば賃金上昇、給与的な部分をきちんと今の社会情勢に応じて——というのがね、最近マッチングがなかなかうまいこといかないとか、長門市に着任をしていただけないとかいうのは、やはりいろんな観点から私は分析をしてみる、ただ上手いこと、たまさかいろんな自治体の取り合いで負けてるんだという認識だけじゃなくて、本当に 3 年後に自立して、ここに定着するということは、ある程度、例えば預貯金もできるぐらいないと、それはなかなか定着できないですよ。開業もできない。だから、そういう観点で 12 年前と比べて、そこらあたりのちゃんと手当がでているとか、そこら辺りをちょっと聞かせていただけたらと思います。

企画政策課長 給与の面につきましては、人勧とか、そういう形でこう物価上昇等に応じた改定というのはあるかなと思います。まだ今後のその手当というか、そういう部分については、特別交付税措置の範囲内で、会計年度任用職員という立場でもありますから、庁内の中でのこの位置付けというところで検討してまいりたいと思っております。

重村委員 ちょっとはっきり聞かせておいてほしいな。10 年前と今。今で言うと、市政の中では会計年度任用職員っていう立場になるということはよくわかります。始めた当初と全く変わらないような賃金の状況なのか。いや、そこらあたりは、やっぱりきちんと答えてもらって、やっぱり人生かけて、よく聞いてくださいよ、人生をかけてね、やっぱ来られるわけだから。やっぱり受け入れ側もね、きちんとした誠意を見せて、ここで人生をかけて来てほしいという姿勢が見えなかつたら、私は地域おこし協力で来ないと思いますよ、はっきり言って、今の若い方たちは。だから、そこらあたりも含めて、ちゃんとできるのかどうなかっていうのを明白にちょっと確認をしたいんですよ。10 年前と比べて全く同じ状況になってるのか、それとも、いや、きちんと賃金上昇に鑑みながら、そこらあたりはちゃんと改定がでていますっていう返事なのか、確認をしたいと思います。

企画総務部長 賃金上昇の部分が、賃金というか、会計と地域おこし協力隊の報酬、給与に反映されてるか、ちょっと今、制度についての部分があります。改定はされているというふうには今認識はしていますが、数字の部分がちょっとわかりませんので、それはこの委員会が終了するまでにお知らせしたいと思います。今、そのマッチングの部分の問題。私も地域おこし協力隊の面接等にも参加しております。当然、募集の際には、賃金、いわゆる手当とか、あとそういう条件等お示しをして応募していただいておりますし、1 番気になりますし、要はそのあと就職、来られてあのその受入団体とのマッチングについては 3 日間のお試しをしてもらったり、あと出口ですよね、要は、そのあと 3 年間というか、退員した後の就職またはそのあの身の振り方については、こちらも 12 年前だったらある程度まだ手探りの部分でありますけれど、そのあたりの出口戦略というところもしっかりと考慮したところでの対応をしております。答弁の

不確かの部分についてはちょっと確認をして、のちほどご報告させていただきたいと思います。

重廣副分科会長 では、のちほど報告を伺いたいと思います。そのほかの質疑は。

首藤委員 報告書の 15 ページになるんですけども、事業の成果、課題のところ、事業名が定住促進対策事業ということで、その集団のあたりの授業の成果と課題というところ、いいですかね。はい。空き家情報、空き家バンクの登録件数は増えているものの、その利用者数が少ないというふうになってまして、下のほうでも、相談件数は前年通りに対して 2 倍近く増えているということになってるんですけども、相談が増えているけども利用があまり伸びてないということをどのように分析してらっしゃいますか。

企画政策課長 令和 6 年度の移住相談件数につきましては、記載の通り 1,798 件と、前年度比で 182 パーセント、大幅な増となりました。まず、この要因として考えられることが、定住支援サイトの改修によりましてオンラインでの相談等の申請が可能になりましたことから、相談のハードルが下がったことがございます。また、SNS の定住支援のアカウントによる情報発信の充実、また SNS の広告配信も実施をしております。県のオンラインセミナーへの参加や市単独のオンラインセミナーも昨年より数を多く開催をしておりますので、認知度も上がってきたのかなと思います。こういった取組によりまして、長門市へ移住に興味を持つ人が増え、相談件数が増加をしたのではないかなというふうに考えております。また、それに対して、相談件数、移住者数の伸びが少ないということにつきましては、まず、空き家情報バンクの登録物件が少しずつ増えてはきておりますけれども、やはり移住希望者数には足りていないという現状がございまして、やはりこう登録する空き家が不足していることからマッチングが広がらないというところも要因かとあります。また、長門市への移住に興味を持つ人は増えておりますけれども、その後の行動にまだ至っていないというか、興味あるけどちょっと本当に来ようかなとか、あと押しという部分で言うとまだ行動に移されてない方もいるのかなというふうに考えております。こういったことから、入口というか、長門市への移住に興味はあるけれどもまだ行動に移せないということで、その空き家の掘り起こしとか、あと押しをするような、こういった取組が必要かなというふうには考えております。

首藤委員 そのマッチングがされてなくて、入居者が入居、移住っていうことがなされてないということですか。要は、マッチングで物件はあるけども、そことマッチングできていないとか。

企画政策課長 それもうまくマッチングできていないこともあると思いますし。相談は興味があるということで、一度どういったまちなのかとか、どういったこう支援があるのかとか、移住後の暮らしはどういったことができるのかっていう相談はあるものの、実際に行動にまだ移していないフェーズの方が相当数いらっしゃるのではないかというふうに思っております。

中平委員 空き家バンクなんんですけど、これ僕の認識間違ってたらごめんなさいですけど、これ空き家を持つてると欲しい人を繋ぐと、だから、それを媒介というか、そこに賃貸の人が、賃貸してほしいという人の家主に対するつなぎはしないという認識でよろしいですか。

企画政策課長補佐 空き家情報バンクですけれども、所有者の方が、登録をされるときに、もう売買だけで登録したいっていう方がいらっしゃればその物件、売買だけで情報をお出しして、賃貸だけっていう方とか、売買もいいし、賃貸もどちらでもいいですよっていうことであれば、そういう条件で情報を、情報バンクのほうに載せますので、どちらのパターンも所有者のご希望に沿って登録しているという状況になります。

中平委員 いやあのですね、僕のちょっと認識だと、やっぱいきなり買うのはって言って、賃貸でないですかっていうと、やはり所有者の方は、やっぱ売りたいっていうところがあるんで、その辺は、今度は所有者にちょっと賃貸を考えていただけませんかっていうようなところで、来年度は施策をしていただければ、だいぶまた違うと思うんですね。やっぱり、いきなり田舎の物件でも買うとなると、金額も上がるけど、お試し住まいみたいな形で、その家にもなれる、地域にもなれるみたいなことができると思うんで、よろしくお願ひいたします。

企画政策課長 委員ご指摘のとおり、やはり所有者としては、もう一刻も早く手放したい、管理したくないということで売買希望が多いです。移住希望者からすると、馴染めるかもわからない土地で物件を所有するっていうのは抵抗があるので、賃貸のご希望が多いのは確かに傾向としてございます。また、そのあたりにつきましては、それどころ相談の中で、どういった形だと対応ができますかというところで、うまくいくようにお話はしてみたいと思います。

田村大治郎委員 空き家バンクの件が今続いてますので、ちょっとそれに関係をするんですけども、定住促進につきましては、情報発信大変強化をされておりまして、それによって、その結果、移住者数の増加につながったということで、私もそういうふうに認識をしています。情報発信を強化すると受入体制の強化もしなきゃいけないというところなんすけれども、移住希望者の相談というのが住居から仕事まで多岐に渡ります。そのため、企画政策課だけでなく、市民活動推進課であったり産業政策課であったり農林水産課といった関係部署が連携をして、情報共有を図りながら多様なニーズに応える必要があるんですけども、そのための連携についてどのようなことを行つたのか、お尋ねいたします。

企画政策課長 おっしゃるとおり、移住の相談内容につきましては、仕事のこと、住まいのこと、子育て環境のこと、それから例えば農地とか創業とか、といった様々な分野に関しての相談を希望しております、私どもの移住コーディネーターが勉強して、その豊富な知識をもとに相談対応に乗つておるところではございますけれども、やはりそれぞれの専門部署におつなぎをしたほうが良い場合につきましては、移住コーデ

イネーターが移住相談者を連れてそれぞれの窓口部門に同席をして一緒にお話をさせていただく等、庁内でのそういった連携についてはスムーズに行ってるのかなというふうに思っております。

重廣副分科会長 ほかにご質疑ござりますか。

企画総務課長 先ほどの重村委員のご質問、大変失礼いたしました。今確認したところ、平成 25 年度につきましては、給与のほうが 14 万 2,600 円で、令和 7 年度、今年度でございますけれども、18 万 9,800 円に加えて、ボーナスプラス期末勤勉手当が 4.6 か月ということで、当時よりは上がっているということになります。

重廣副分科会長 よろしいですか。

田村大治郎委員 30 ページになります。歳入です。第 16 款「国庫支出金」、第 2 項「国庫補助金」、第 1 目「総務費国庫補助金」、事業所コード 35 ですかね、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が昨年度ありましたけれども、これの活用について担当課の評価をお願いいたします。

企画政策課長補佐 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で令和 6 年度に受け入れた金額につきましては、決算書にありますとおり、4 億 7,589 万 6,002 円になっております。このうち 3,064 万 7,836 円につきましては、令和 5 年度に交付決定を受けた事業の繰越分となっておりまして、残りの 4 億 4,524 万 8,166 円が令和 6 年度に新たに実施した事業ということになります。令和 5 年度の繰越分につきましては、低所得世帯支援枠分としまして、非課税世帯 7 万円給付の事務費が 850 円です。それと、推奨事業メニュー分としてぶちとくながとの第 2 弾の分が残っておりましたので、それに対して 215 万 786 円。そして、給付金定額減税一体支援枠分ということで、これは住民税の均等割世帯に対しましての 10 万円の給付と、あとは子供加算に当たるものになりますけれども、これも給付金部分に、に 2,240 万円、それと、それらの事務費として 609 万 6,200 円を充てております。令和 6 年度分といたしましては、低所得世帯支援枠分としまして、非課税世帯、先ほど 7 万円給付のちょっと歳入が不足した部分に対しまして 812 万円。それと、令和 6 年度の非課税世帯への給付 3 万円と子ども加算に対しまして 1 億 3,017 万円、それと、低所得世帯支援枠分の事務費といたしまして 571 万 3,706 円、それと、令和 6 年度の推奨事業メニュー分、これが 127 万 6,460 円になりますけれども、これが省人化・省力化の機器導入事業に対する補助の一部が執行済みになっている部分と、ぶちとくながとの第 3 弾の一部の事務費、これが 102 万 6,460 円、それとあと、給付金、定額減税一体支援枠分としまして、2 億 9,298 万円で、これが、新たな非課税世帯と均等割課税世帯に対する給付金 10 万円と、子ども加算に対する給付金、それとその事務費の 698 万 8,000 円っていうふうになっております。ちょっと長々と、内容について説明させてもらいましたけれども、低所得世帯に対するとか非課税世帯に対する給付金と、それとあと、推奨事業メニュー分として経済対策にかかる部分に対しまして事業を実施したので、経済効果として、ある程

度市内の経済効果に貢献できたのではないのかなというところです。以上です。

重廣副分科会長 ほかのご質疑がございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今一度、企画政策課所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で企画政策課所管の審査を終了いたします。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。

— 休憩 11:20 —  
— 再開 11:21 —

重廣副分科会長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、財政課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひいたします。

企画総務部長 財政課所管につきましては、特に補足説明はございません。

重廣副分科会長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

重村委員 それでは、何点かお尋ねします。最初は歳入、第 12 款「地方交付税」について見解をお尋ねしたいと思います。本市の歳入財源の約 4 割近くを占める地方交付税について、地方交付税は地方財源の均衡化を図るために、国が国税の一部を財源として地方公共団体に交付するものと認識をしています。令和 6 年度の決算数値で言えば、収入済額は 92 億 4,614 万円になっておりますけれども、前年度に比して 2 億 179 万 8,000 円、約 2.2 パーセント増という決算数値になってます。この決算を迎えて、次年度以降、この地方交付税の算定見通しについてどういう見解を持たれてるか、お尋ねをしたいと思います。

財政課長補佐 令和 8 年度における総務省の地方交付税の概算要求の状況は、人件費や社会保障関係費、物価高への対応を加味して、令和 7 年度地方財政計画の額から 2.0 パーセント増の 19 兆 3,367 億円の要求となっており、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和 7 年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保する内容となっております。一方で、令和 8 年度の普通交付税の算定は今年の国勢調査の人口を用いますので、人口減の影響により減収となる可能性もございますが、普通交付税の算定上は、急激な減収を補正する制度となっておりますので、現時点においては、前年度の普通交付税の交付額を大きく下回ることはないと見込んでおります。

重廣副分科会長 関連質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、その他の質疑は。

重村委員 それでは、次に参ります。令和 6 年度の決算を迎えた時点での市債残高は、189 億 852 万 1,000 円。前年度に比べて 2 億 7,270 万円減少ということで、決算数値としては前年度よりも減少しているということで、ある意味ではいい方向、減少

してることですが、人口 1 人当たりの現在高に直してみると、62 万 5,965 円ということで、1 人当たりに直すと 5,615 円増加している。私、ちょうど 6 月議会で財政面も市政も転換期だということを強く申し上げていた部分がございますけど、そういうふうに見方を変えると、ただ少なくなったからいいじゃなくて、1 人当たりにすると増加している、この決算を迎えた、この市債の残高の状況についてどのような見解を持たれてるか、確認をいたします。

**財政課長** 本市の令和 6 年度末の市債残高は、委員お示しの通りであり、昨年度末に比較して 2 億 7,270 万円減少しております。プライマリーバランスの黒字化というものは堅持できたものの、令和 6 年度は、油谷地区小さな拠点づくり推進事業や西消防署舎建設事業など大型なハード事業を進めたことによりまして、例年に比べ資債残高の減少が少なかったということや、加速する人口減少の影響によりまして、1 人当たりの市債残高が増加したものと認識しております。しかしながら、本市におきましては、過疎対策事業債や緊急防災減災事業債をはじめとした交付税算入率の高い、いわゆる有利な地方債を優先的に発行しており、後年度の財政的支援を含め、総合的に判断した運用に努めていきたいというふうに考えてるところであります。

**重村委員** ここ近年、地域活性化基金の取り崩しっていうのが目に見えて進んでます。そうした中で決算年度の基金の残高は 14 億 5,654 万円。当年度中に 3 億 563 万 2,000 円減少しております。この状況を財政課としてどのように認識してるのか、また基金の今後の活用について見解をお聞きしておきたいと思います。

**財政課主査** 地域活性化基金につきましては、令和 6 年度は 3 億 980 万円の取り崩しを実施しております。積立の 416 万 8,374 円については、利子分が増加したものになります。現在、基金の残高は 14 億円を超えるような状況にありますが、平成 28 年度に取り決めた地域活性化基金の活用方針に従って適切に活用していく必要があると考えております。活用方法につきましては、地域活性化基金条例において、市民の連帯の強化及び地域の振興に資する事業の財源に充てるというふうにされておりまして、具体的には、地方債の適債性のないハード事業や産業振興、子育て支援を中心としたソフト事業に充てることとしております。

**重廣副分科会長** そのほかに関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）その他の質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今一度、財政課所管全般にわたり質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で財政課所管の審査を終了いたします。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:28 —  
— 再開 11:29 —

重廣副分科会長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、監理管財課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひいたします。

企画総務部長 監理管財課所管につきましては、特に補足説明はございません。

重廣副分科会長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

田村大治郎委員 それでは、決算書 66 ページになります。第 1 目「一般管理費」の 045、事業コード、電子入札システム事業についてであります。業務委託料 660 万円計上されておりますけれども、この業務委託の委託内容とそれから委託先をお願いします。

監理管財課主幹 システム運用管理業務費は、一応金額のほうは 660 万円であります。契約相手は株式会社日立システムズ山口支店で、契約内容はシステムの保守管理に関するもので、主にシステム障害等によるサポート、毎月の利用実績報告等が主な業務になります。

田村大治郎委員 それでは、株式会社日立システムズということでしたけれども、そのほかにも電子入札システムの提供事業者はあるんですけれども、この事業者を選定された理由についてお尋ねをすると、それから契約期間については定めがあるんでしょうか。

監理管財課主幹 日立システムズについては随意契約をさせていただいているところでございます。契約期間につきましては 1 年間でございます。理由といたしましては、昨今の人件費等が高騰している中にあって、単年度契約として受託者と協議を行った上で、時勢に見合った価格で契約することが適切と考えております。

吉津委員 関連ということで、これ導入されてどのような効果があったのか、お伺いします。

監理管財課主幹 効果については 4 つあったと考えております。まず 1 つ目といたしましては、入札参加者同士が接触する機会がなくなりましたので、公平性が確保され、公正な入札ができております。そして、2 つ目といたしましては、入札公告及び指名通知から入札結果等の公表がシステムで行えるため、公表に要する時間が短縮されたことにより透明性が向上しております。そして 3 つ目といたしましては、従来のように市役所に出向く必要がなくなり、入札期間を 4 日間設けていますので、時間的な制約を受けず、会社内で入札に参加することができるなど、利便性は改善されたと思います。最後、4 つ目ですが、感染症リスクの低減です。導入時はまだコロナ禍で人の密集、密室の回避が周知されていました。感染症はいつどこで発生するかわかりませんので、効果はあったと考えております。

吉津委員 はい、わかりました。それで、これはデジタル化するということで、業務の効率化とかですね、DX の推進ということになると思うんですけれども、今後について、課題とかあるのかというのを最後にちょっとお伺いしたいと思います。

監理管財課主幹 質問は、工事の入札だけでなく、物品購入等も含めた入札全般のものと解釈した上で回答させていただきます。課題については、3つあると考えております。1つ目は、セキュリティ対策です。機密性の高い情報を扱うため、サイバー攻撃への対策や個人情報の保護、漏えいなど、セキュリティの確保とそれに対応する専門人材の確保も必要と考えております。そして2つ目ですが、システムの導入時だけではなく、導入後のメンテナンス費用、システム使用料など多額の財源確保も必要となってまいります。最後の3つ目ですが、変化への対応です。市側、また相手側、地元商店等になりますが、ともに主流であったこれまでのやり方、やり取りから新しいシステムやデジタルツールへの移行をすることはお互い抵抗感があり、スムーズに移行できるか課題と考えています。また、相手方にデジタル化推進のニーズがあるのかないのかも重要と考えており、せっかく環境を整えても、相手方へ適切に伝わらず誤解が生じてしまえば利用されない可能性もありますので、そこを懸念しております。

重廣副分科会長 そのほか質疑はございませんか。

重村委員 これもちょっと各課にまたがるかもしれませんので、答弁が難しかったら素直に言っていただいて構いません。歳入で、監理管財課所管のところで、第18款「財産収入」です。第1目「財産貸付収入」ということで、土地建物貸付収入というところで、歳入費目に上がってきてますけど、決算書を見ると、ここに、監理管財課じゃなかったら言ってくださいよ。実は、こここの決算書 46 ページを見ると収入未済額で、これはある程度こう何個か固まって 486 万 8,581 円ほど上がっているんですけど、監理管財課が所管するところで、この収入未済額の関係というのはあるのかないのか、あれば教えていただければなというふうに思いますけど。

監理管財課長 監理管財課分の収入未済額についてですが、過年度分、平成 19 年度から平成 27 年度の土地貸付料 435 万 1,459 円になります。借受人から履行延期申請書が提出されたことから、長門市財務規則に基づいて資力の確認を行ったところ、無資力に近い状態であることが確認できており、履行期間の延期を令和 9 年 3 月 10 日までとしております。

重村委員 監理管財課のところで聞くのが一番、何て言いますかね、私も理解ができるかなと思って確認したんですが、それではこの収入未済額の多くは監理管財課の担当課が所管して責任を持っていかないといけないという未収額だと。今聞きましたら、色々あって、その目が見えないに等しいということは、非常にこの未済額というのは、完済というのが非常に厳しいんだろうなと。延長を令和 9 年まで申し出がされているということで、例えば相続をされ——亡くなってはおられないかもしれませんけど、息子とかいろんな方がいらっしゃればまた別なんだろうけど、ここらあたりの令和 9 年までとはなってますけど、それだけもう古い未済額が未だにあった状況の中で、見通しとしてどのように担当課として見ているのか、確認をしておきます。

監理管財課長 現在、平成 28 年度から令和 6 年までについては、現年分について納

付を確実に守られており、その都度お話をしているところであります。以前はちょっと景気が持ち直したことから、どうにかしたいというお話をいただいておりますけど、なかなか全額返済には至ってない状況であります。引き続き返済に向けてお話をしていくつもりであります。

重村委員 それでは令和 9 年までその延長が申し出られているということは、それはやっぱり行政としても、私は履行しないといけないと思う。お約束事で、そこまではきちんと待ってくださいということで履行しないといけないと思うんですけど、やはり古い平成時代のが残ってて、やはりもう何て言います、もう令和に入ってということであればね、やっぱり令和 9 年を迎えたところでは、私は何らかの判断材料というのを持ち合わせておくべきだと思いますけど、決算認定を迎えて、そこらあたりの見解というのはどうなのか。令和 9 年度である程度きちんとお話をして処理をしていくなり、完済をしていただくなりという決意を持たれているのかどうなのか、確認をしたいと思います。

監理管財課長 引き続きお話して、先方とは返済していただくようにお話してきておりますので、景気の回復等を勘案して、また返していただくようにお話をしていくつもりであります。

重廣副分科会長 ほかにご質疑はございませんか。

吉津委員 68 ページの一般管理費のところで、LED の照明設備の実績が上がっているんですけども、監理管財課が総括的にやられているということなので、公共施設の照明設備の LED 化の事業についてちょっとお伺いするんですけども、令和 6 年度の実績と事業効果についてお伺いしたいと思います。

監理管財課長補佐 LED 事業につきまして、令和 6 年度は令和 5 年度に引き続きまして、長門市公共施設等総合管理計画アクションプランに掲載されている施設のうち、施設の廃止や今後照明設備の改修が予定されている施設を除きまして、学校施設、市民の利用の多い社会教育施設、体育施設を中心に、事業効果が高いと見込まれる 29 施設の LED 化を実施したところであります。令和 6 年度末現在、アクションプランに掲載されている施設が 319 施設になりますが、そのうち除外するといったしました 164 施設を除きまして残りが 155 施設ございますが、これを LED 化計画対象とした場合、令和 6 年度末現在の整備施設数が 98 施設となりまして、整備率は 63 パーセントとなります。続きまして、事業効果につきましては、照明を LED 化することにより省エネルギー、CO<sub>2</sub> の削減、ランニングコストの削減などのメリットがあると考えております。また、整備方式をリース方式とすることで、調査設計期間の短縮を図ることができ、早期に導入することが可能になると考えております。さらにリース期間を 10 年としていますので、財政負担を平準化でき、初期投資を抑えるとともに、リース期間中は交換機器の保証による保守が得られるという効果がございます。なお、電気使用削減量等の数値を年間で試算いたしますと、令和 6 年度実施しました 29 施設の

電気使用削減量が約32万キロワットアワーになります。また、CO2の削減では約170トンの削減となる見込みであります。さらに、現在の電気料金単価で試算しますと、年間約1,600万円の電気料金の削減効果があると試算をしているところでございます。

吉津委員 はい、わかりました。2027年度で蛍光灯も廃止されるということになっていると思うんですけども、今後の進め方について最後にお伺いしたいと思います。

監理管財課長補佐 委員ご案内のとおり、2027年度末を持ちまして蛍光灯の製造や輸出入が廃止されることが決まっております。これまで、令和5年度、6年度につきましては、事業効果の高いと見込まれる施設から改修を進めてきました。しかし、そのような情況でございますので、令和7年度は未整備の公共施設のうち蛍光灯の廃止期限の早い照明を有する施設から整備を行っているところでございます。今後も、この2027年末の蛍光灯の廃止を踏まえまして、公共施設等総合管理計画アクションプランに沿いまして計画的に進めていきたいと思っております。

重廣副分科会長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今一度、監理管財課所管全般にわたり、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑はないので、質疑を終わります。以上で、監理管財課所管の審査を終了いたします。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:43 —  
— 再開 11:44 —

重廣副分科会長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、税務課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

企画総務部長 税務課所管につきまして補足説明をいたします。こちら、歳入になりますけれども、決算書の13ページから16ページ、第1款「市税」では、前年度と比較しまして、約1億783万円の減収となっております。これは、法人市民税が企業の業績により3,027万円の増収となり、また、観光客数の増などから入湯税が395万円の増収となりましたものの、定額減税によりまして、個人市民税が1億1,522万円の減収となり、市税が約1億783万円の減収ということになりました。収納率につきましては、市税全体で96パーセントと、前年度に比べ0.8ポイント改善しております。収入未済額は5,498万円となっているところでございます。収入未済額が減少した要因といたしましては、地方税法第15条の7第4項執行停止後3年経過による不納欠損な7,510万円ほど行ったことなどから、前年度の収入未済額が約7,798万円減少することとなりました。

重廣副分科会長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 今、部長のほうからご説明もありましたけど、歳入について、13 ページ、14 ページ、15 ページにわたるところですけど、市税というのは自主財源の 1 番こう根幹をなす財源だというふうに認識をしています。その中で、この不納欠損額は市税で 8,993 万 8,000 円ということで、近年になく大きな不納欠損額を計上して今回の決算書というのは作成されております。その中で、主たるところは、固定資産税と、都市計画税。ここが大きな金額となっておりますけれども、この説明と見解をお尋ねしておきたいと思います。

税務課長 令和 6 年度に不納欠損したものは、多くが固定資産税と都市計画税であり、その多くは納税義務者 2 法人となっております。納税義務者法人 A につきましては、令和 5 年 3 月に破産手続きが開始されたため、滞納処分の執行停止を行い、破産手続の終結をもって、固定資産税 7,279 万 2,000 円、都市計画税を 499 万 4,000 円を地方税法の規定に基づき不納欠損処分としたものであります。また、納税義務者法人 B につきましては、令和 5 年 10 月に法人の閉鎖登記がなされ、令和 6 年に不動産競売が行われましたが、本市に配当がなかったため、固定資産税 682 万 4,000 円、都市計画税 27 万 4,000 円を地方税法の規定に基づき即時欠損としたものであります。

重村委員 はい、分かりました。それでは、都市計画税についてちょっと 1 点だけお尋ねをしておきます。都市計画税というのは、実は令和 5 年 4 月 1 日をもって廃止されております。都市計画税の議論っていうのはもう長年あって、その税法上の役目は終わったということで廃止されましたけれども、収入未済額のところで、25 万 642 円ほど未済額として上がっております。今後、もう都市計画税という税目上、未済額があるからこういうふうな税目がこう残るような形になってくると思うんですけれども、これについては収納見込みがきちんとあるからこそ収入未済額として計上されているのかどうなのか、確認をしておきたいというふうに思います。

税務課長 収入未済額は決算書のとおり 25 万円ほどございますが、滞納処分を行いまして、不納欠損としていきたいというふうには思っております。収納の見込みが今現在あるということではございません。

田村大治郎委員 決算書の 13 ページ、14 ページです。法人市民税の現年課税分が決算額で前年度に比べて 3,027 万 8,000 円の増額。また、令和 6 年度決算資料、資料の概要の 4 ページですが、固定資産税の調定が家屋で 1,998 万 5,000 円減額し、償却資産で 860 万 2,000 円増額しているというところですけども、その要因についてお聞かせください。

税務課長 法人市民税と償却資産の増額につきましては、企業の業績が良くなっているものと判断しております。また、固定資産税の家屋につきましては、令和 6 年度は 3 年ごとに価格を見直す評価替えの年にあたりまして、調定が減額となっております。

田村大治郎委員 はい、わかりました。それでは令和 6 年度の市税の総括について、担当課の見解をお願いします。

税務課長 令和 6 年度の市税の収入につきましては、決算書 4 ページですが、調定額 35 億 8,625 万円に対しまして、収入済額は 34 億 4,132 万円で、徴収率は 96.0 パーセントとなり、令和 5 年度より 0.8 パーセント上昇しております。各税目の主な増減につきましては、先ほど企画総務部長の補足説明いたしましたとおりであります。また収入未済額は 5,498 万円となり、令和 5 年度に比べ 7,798 万円減少しております。徴収率につきましては、固定資産税の滞納繰越分が多数を占めるため、大幅な収納率の向上は難しいと考えておりますが、税の公平性を担保するため、滞納者の自主的な納付を促すことを目標としつつも、個々の実情に合わせまして、地方税法に基づく徴収猶予や減免制度の適時適切な活用を図りながら、法に基づく公正公平な債権管理に取り組んでまいりたいと思っております。

重廣副分科会長 ほかにご質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、税務課全般にわたりご質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑はないので、質疑を終わります。以上で税務課所管の審査を終了いたします。ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。委員の皆様は自席で待機を願います。

— 休憩 11:52 —

— 再開 11:53 —

重廣副分科会長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、防災危機管理課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひいたします。

企画総務部長 防災危機管理課所管につきましては、特に補足説明はございません。重廣副分科会長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

米弥委員 決算書 98 ページ、第 17 目「防災対策費」、事業コード 900 防災対策費、主要な施策の報告書では 31 ページになります。この主要な施策の報告書に、防災講座等様々な場面で市民に周知するとありますが、この防災講座を令和 6 年度に何回開催されたのか、お尋ねをいたします。

防災危機管理課長 令和 6 年度については、防災講座を 40 回開催いたしております。

米弥委員 それでは、今年度は何回開催されるのか、お尋ねいたします。

重廣副分科会長 今年度と言いますと、令和 7 年度ということですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）よろしいですか。これはもう当初予算の時にもありますので、今はあくまでも決算書を中心にお願いしたいと思います。ほかにありませんか。

重村委員 それでは 1 点だけ。防災危機管理課の決算審査ということで、令和 6 年

度は防災マネージャー不在の 1 年間であったというふうに認識します。先日、新しい方をお招きして着任の発表もございましたけど、防災危機管理課もたくさんの事業がありますけれども、特に災害、防災という観点からするとマネージャー不在の 1 年間を決算認定にあたって、担当課としてどのように反省なり見解を持たれているのか、確認をしておきたいというふうに思います。

企画総務部長 それでは、防災マネージャー着任ということなので、担当部長のほうからお答えさせていただきます。防災マネージャー不在の影響による令和 6 年度の支出の実績はなかったものでございますが、防災マネージャーにつきましては、在籍していた時はこれまで防災業務全般にわたりまして的確な判断、助言をいただいたところでございます。令和 6 年度は不在でございました。これまでの防災マネージャーが残していただいたノウハウを継承しつつ、今の防災危機管理課の職員で令和 6 年度は力を合わせて業務に対応してきたというところでございます。令和 6 年度につきましては、大雨、台風等もありました。避難所は 4 回開設をしております。避難状況の早期の情報収集とか関係機関との連絡体制に備えて、災害対応に備えたというところでございますけれど、令和 6 年度については一部、土砂による道路の道路封鎖というものが発生をいたしましたけれど、大規模な災害は発生いたしませんでした。先ほども課長が言いましたように、40 件の防災講座もやりましたけれど、これについては職員で対応したというところでございます。そして、令和 7 年 1 月 17 日に長門市、下関市、美祢市の 3 市合同での防災訓練もやりましたけれども、この災害訓練につきましては、市や長門警察署、陸上自衛隊山口駐屯地の職員が参加して、災害対策本部事務局の運用とか、こういう検証をして職員の対応能力を向上させてきたところでございますけれども、やはりその際の連携というところについては、防災マネージャーがいらっしゃると、そういう助言があれば非常に運用が良かったというふうには感じておりますので、防災訓練とか各種防災関連計画の内容に関する専門的知見に基づいた進言、そういうところについては地域防災マネージャーの必要性を感じたところでございます。

重廣副分科会長 ほかにございませんか。

田村大治郎委員 それでは、決算書の 98 ページです。事業コード 900、ちょっと先ほど一緒に聞けばよかったですけれども、防災対策費のシステム等導入・更新委託料についてです。音声告知端末放送システム更新事業について、令和 6 年度、三隅の更新を行いましたけれども、この三隅の設置率は何パーセントでしょうか。

防災危機管理課長補佐 令和 7 年 3 月末時点で、三隅地区における設置率ですが、84.8 パーセントとなっております。

田村大治郎委員 その令和 6 年度の 84.8 パーセントという設置率ですが、この音声告知端末設置事業の目的に照らして、この設置率をどのように受け止めていらっしゃいますでしょうか。

防災危機管理課長補佐 音声告知端末ですけれども、先ほどおっしゃられたように、大変重要な、市民の方が災害なり、いろんな情報を仕入れができるツールとして今利活用されていますけども、この更新をすることで、希望される方というのは皆さん更新をするように、業者が 1 戸 1 戸家庭を訪問するなり事業所を回るなどなどして日程調整をさせていただいた上で更新をしております。ただ、どうしても不在の方とか、長期に不在の方というのもいらっしゃいますので、その辺の更新というのができないところもいくつかあるというのは事実としてありますので、その辺の改善というか、その辺もまた今から課題であろうかというふうには思っております。

重廣副分科会長 ほかにご質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今一度、防災危機管理課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、防災危機管理課所管の審査を終了いたします。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。再開を 13 時ちょうどといたします。

— 休憩 12:00 —  
— 再開 13:00 —

重廣副分科会長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。次に、デジタル戦略課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

企画総務部長 デジタル戦略課所管につきましては、特に補足説明はございません。

重廣副分科会長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

田村大治郎委員 決算書の 86 ページになります。第 9 目「電算管理費」、015 デジタルトランスフォーメーション推進事業についてお尋ねをいたします。説明報告書は 24 ページです。まず、長門市 DX 推進方針の基本目標である、「一人ひとりが幸福感を実感できる人に優しいデジタル社会の実現」に向けて、「スマート市役所の構築」、「しごと・くらしのデジタル化」、「デジタル人材の育成」により、デジタル化を社会全体に広く浸透させ、市民生活の利便性の向上を図ったとありますけれども、具体的にはどのようなことが行われたのか、成果をお尋ねいたします。

デジタル戦略課長 まず、実施した事業については、報告書に 1 から 5 まで書いておりますけれども、これらでデジタル化の推進を図りまして、特に自治体「窓口 DXaaS」の導入、これについて令和 6 年度は、総合窓口課、総務課、デジタル戦略課からなる、窓口改革のワーキングチームを中心に、住民の視点に立った質の高い窓口サービスの提供と窓口業務の効率化を目指した窓口改革、これを進めたところでございます。本年 2 月 26 日に窓口業務支援システム、窓口 DXaaS を本格稼働させまして、本庁と全支所、出張所で、まずは「書かない、待たない窓口」をスタートさせたとこ

ろでございます。効果としましては、申請を書く手間がなくなり、サイン一つで手続きが可能になったことで利用者の負担軽減が図られたほか、単純な証明書発行に従来 5 分の時間を要しておりましたが、これが 3 分で可能となり、約 40 パーセントの時間短縮を図っております。また、複数の手続きが必要な転入手続き、これにおきましても、一般的な 4 人家族の場合で、従来 25 分かかっていた手続きを、約 20 分間と短縮となっております。職員側にとりましてもシステム間のデータ連携やデータ化による確認作業等の省力化、運用やレイアウトの見直し、これらにより業務の効率化が図られているところでございます。今後は、総合窓口課以外の窓口手続き関係課に対しましても窓口業務支援システムの運用を展開しまして、ワンストップ化、これを進めていくことでさらなる効果の拡大を図ってまいりたいと考えております。

田村大治郎委員 はい、わかりました。「書かない、待たない窓口」についてでした。では、長門市 LINE 公式アカウントの運用されておられますので、ちょっとそのことをお尋ねしますけれども、直近の数字をいただけだと 1 番いいですけど、令和 6 年度で閉められてもいいんですが、アカウントの登録者数と、それからこの運用に関しての成果がありましたらお願ひします。

デジタル戦略課長 まず、アカウントの登録者数でございますけれども、本日現在で 1 万 3,860 人の方が、登録をいたしております。成果につきましては、様々な情報発信をリアルタイム、そしてプッシュ型でお送りできるとともに、いろんな手続きをオンライン化しておりますので、そのあたりで 24 時間いつでもどこからでも、手続きができるということで、成果が上がってるものと考えております。

中平委員 これ、執行率が、80.1 パーセントに留まった理由等、わかりましたらお願ひします。

デジタル戦略課長 1 番大きな理由につきましては、「書かない、待たない窓口」を実現するための窓口業務支援システムの業務委託で、1,180 万円の不用額が生じております。これについては、事業を実施した上での不用額ということで、入札で言うところのいわゆる入札残ということあります。

重村委員 違うとこ言っていいの。それでは、歳入についてお尋ねをします。21 ページから 22 ページになります。以前の決算でもちょっと質疑をしたかと思いますが、ケーブルテレビの指定管理が委託される前のこの未収金であります。これに関して、前回の決算でもどういった類いの状況なのかということでお聞きをしてると思います。再度、これ、2 つ合わせて約 300 万弱、293 万円ぐらいの収入未済額ということで上がりますけど、どういったものなのか、まずはご説明をお願いします。

デジタル戦略課長 確かに、昨年の決算分科会において、重村委員よりケーブルテレビ、インターネットの利用料、これについて、疑問があるということで徴収努力というような話もございました、その分科会の中で、その質問に対して答弁を行って、徴収活動を行った上で、これ 3、4 年前に債権管理条例に基づく、徴収停止、徴収しないとい

う手続きをとっておりまして、これについては、徴収する経費であるとか時間だとかを勘案して、徴収困難な債権について、停止をかけるというものでして、その手続きを行っていますよということの答弁と、そして、かなり、平成 20 年ぐらいからある債権でございますので、平成 20 年から平成 29 年ぐらいまでの債権でございましたので、債権者から言うと時効の援用、これを主張されるような債権でありますという答弁をさせていただいて、そこでご理解をいただいたものと思っておりまして、手続きに則りまして徴収停止、それ以降の新たな徴収活動は行われてないところでございます。昨年から今年まで。

重村委員 この金額というのがどうなのかということで、決算資料をこう見渡してもみると確かに令和 5 年の決算、それから令和 4 年の決算も同じ数字です。これで、令和 3 年に実は 3,080 円ほど徴収はされてます。3,080 円ほど。だから、その少額の 1 世帯から多分徴収されて歳入に充てられてるというふうなことの認識でいいかと思うんですけど。この 3 年間、同じ金額がずっと収入未済額っていうことで。だから、そういう手続きをされて、それがきちんと市民にも議会にも説明が取れると、されるんであれば、私はちゃんと不納欠損として落とされるべきであろうし、僕はその時の答弁で、例えばこの料金、利用料のそのお支払いをいただく方々が、例えば市外にもう転居されてるとか、料金を請求する方が見当たらないとか、いろんなパターンもあるだろうから、1 回整理をしてみたいという、私はご答弁いただいた記憶が若干あったんすけれども、私は行政として、確かに担当課は業務が忙しいでしょう。今デジタル化に向けてそちらのほうに傾注されてるという部分もあるかもしれませんけど、私はこういう、もう過去のもので処理をしないといけないっていうことも、きちんとやっていくと。それで、この場合は税でなくて利用料ということで、ある一定のサービスを受けた対価としてお支払いをいただくための類のものですよね。だから、私は、ちゃんとお支払いが、ここに、長門市在住でいらっしゃるんであれば、私はもう徴収不可能って決めつけるんじゃなくて、ちゃんと徴収する努力もするっていうことが私は必要なんじゃないかなって思うんですよ。それが税料の公平、平等ですよと思うんです。だから、3 年間同じ金額をこうやって、僕はよく堂々と載せてこれが決算数値ですって言われるのは、非常に僕は残念なんですよ。ちょっと見解を確認します。

デジタル戦略課長 この 3 年間 0 円ということで、その理由については、徴収停止をかけているから徴収活動を行わないことにしたという経緯も含めて、過去の債権についてそういう判断をしておりますので、3 年間徴収はしておりません。それと、この債権については、税などの強制徴収債権ではございませんで、公債権でもございませんで、私債権というようなことになっておりまして、ちょっと徴収権とか、調査権っていうのも限られておりまして、その間そういうものをやった上で、3 年前、4 年前に徴収停止、もう徴収活動に経費をかけない、時間をかけないという債権管理条例に基づいた手続きをしておりますので、そういったことで、0 が続いているということを、ちょ

っとご理解いただきたいと思っております。

重村委員 それじゃあ確認します。決算時期になったら、来年度も再来年度もずっと、この金額を収入済額として計上し続けるのか、行政事務として、それでいいと思われてるので、見解だけ確認します。

デジタル戦略課長 次の手続きとしましては、今年度中にもう債権が時効の期間を終えてさらに、徴収停止期間も3年以上超えますので、不納欠損ということで、この3月までに全額処理させていただこうと思っております。

重廣副分科会長 その他の項目、質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今一度、デジタル戦略課所管全般にわたり、ご質疑はございませんか。

重村委員 それでは、副市長に見解を聞かせていただきます。先ほどの件です。私は、今回の決算にあたって、やはりこの金額を目にしたときに非常に気にかかる、そうやって過去に遡って決算値がどうだったのかっていうのを確認もさせてもらいました。確かに今この庁舎の中で、本当にデジタル戦略課というのは、繁忙の課でもあろうし、色々あるかと思いますけどね、やはりこういったことをきちんと処理していくということが、私は行政が前に進んでいくっていうことだと思うんですよ。いつまでも、極端に言うと宙ぶらりんの状態で、本当はいただけるお金ですけど、会計上ゼロに勝手にするわけにもいかないということで、こういう決算書になってますけどね。私は本当に今、原課のほうから聞いた部分がきちんと処理していく方向なのだという今、最終的に答弁でしたけどね。その前にやらないといけないのは、私は、そういう税、料の公平、平等で、やっぱりこれからの行政というのは財源不足も非常に厳しい。その中で、特にこういうのはサービスを提供して、その対価として長門市が収めていただくっていうものですよ。こういうのを、いやもうやはり徴収が不能に、何て言うのかな、徴収できそうにないから条例に従ってそういう処理をしていくんだと。いや、1回は、やっぱり僕は、1回整理して、ほんとに徴収できる人はきちんと徴収をする。そして、市外に出られたり、連絡が取れないとか、もうお亡くなりになっているとか、いろんなケースがあると思いますけど、それはね、そういう処理をしても仕方ないというふうに私は認識しますけど、でないと、財政が厳しい、そういった中で違う話になると。例えば、上下水道の料金を上げるとか云々とかいうことが出てくるわけですよ。その時にやっぱり、できることをやっぱり市役所がやった上で、そういう経営的にいろんな料金がサービスの対価として上がってくるっていうのは、これは納得いきますよ。だけど、こういうのをね、ずっとやっぱり処理不能のような状態で置いといて、もうこれは難しいですから不納欠損で落としますというのは、私は市民に説明が議員としてできないし、それで市政としてね、市民に説明責任が果たせるかっていうと、非常に疑問ですよ。この見解を、副市長は市長の代理として、見解を確認しておきたいというふうに思います。大谷副市長 市長の代理としてというお話をしたけれども、私自身は長門市徴収対策本部の本部長でもございますので、その立場としてお答え申し上げたいと存じます。

対策本部といたしましては、今回の資料の中にも、本部資料を付けさせていただいておりますけれども、今おっしゃったいわゆる不納欠損に至るまでの徴収、滞納処分と言いますか、収入未済額への対応については、年に 1 回ではございますけれども本部会議を開いて、その関係者、税・料を問わず集めて、しっかり対応するようにということは常々申してきたところでございます。市税のことにはなりますけれども、その甲斐あってか、本市のいわゆる滞納繰越分に対する徴収率、これは県内 13 市の中でもトップなんですね。それだけ現場では、滞納繰越分に対する徴収については常日頃から意識して動いているというふうに考えております。ただ、今委員ご指摘の点については、料に関わる部分、いわゆるサービスに対する対価ということで、今回徴収停止という扱いを 3 年間続けてきたわけでございますけれども、都合、延べ 256 件が今回のケーブルテレビとインターネット使用料の滞納繰越件数ということになります。これについては、確かに条例に沿った手続きが取られて徴収停止という形になっているんですけれども、それに至るまでには、この 256 件を、やはり現場の職員として、いくら指定管理に移ったとはいえ、しっかり見てきたという事実については変わりございません。この点は、ご理解を賜りたいと存じます。徴収対策本部としては、いわゆる条例に沿った云々というよりも前に、他の税・料の徴収に対する公平性、この点を意識させて現場は動いてきたというふうに考えておりますので、今後ともその努力は続けてまいりたいと思いますし、誤解のないよう、議員の皆様にも、こういった取組のことは毎年お知らせしていきたいというふうに考えております。

重廣副分科会長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご意見もないで、質疑を終わります。以上で、デジタル戦略課所管の審査を終了いたします。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:17 —

— 再開 13:18 —

重廣副分科会長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、都市建設課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

建設部長 それでは、都市建設課所管について補足説明いたします。主要な施策の報告書のうち、執行率が低い事業についてご説明させていただきます。まず、「報告書」133 ページ(決算書 226 ページ)の「過疎対策事業」について執行率が 83.4 パーセントとなっております。この理由として 1 つは、市道津黄線落石対策工事において、当路線が元乃隅神社への観光ルートとなっていることから周辺交通環境に配慮するため、関係機関と協議したところ、工事抑制期間を設けるなどしたため一部事業費を翌年度へ繰り越したことによるものであります。もう一つの理由は、橋梁等改修事業

において、入札余剰金の発生により令和 7 年度以降に継続予定の設計業務について事業進捗をはかるため、前倒して委託したことから、発注時期が年度後半となつたため、繰越手続きを行いました。これらの理由により執行率が下がったものでございます。次に「報告書」165 ページ「現年公共土木施設災害復旧事業」では、執行率が 64.2 パーセントとなっておりますが、これは令和 6 年 11 月に発生した災害復旧事業の査定が 12 月 23 から 25 日に実施されたことから、その後の手続きが年度後半になつたため、工事費、設計業務費、分筆業務費を翌年度へ繰り越したことによるものでございます。

重廣副分科会長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

米弥委員 決算書 226 ページ、第 3 目「道路橋梁新設改良費」、事業コード 025 過疎対策事業、主要な施策の報告書 133 ページになります。土手正楽寺線の令和 6 年度の工事内容と進捗状況をお尋ねいたします。

建設班長 令和 6 年度の工事内容ですけれども、施工延長が 82.5 メートル、内容といたしましては、排水構造物 47 メートル、擁壁工 12 メートル、法面工 450 平米、それから舗装工 439 平米となっております。全体の施工延長といたしまして 700 メートルございまして、令和 5 年度、それから令和 6 年度で現在 207 メートル完了しております状態で、進捗率は 30 パーセントとなっております。

米弥委員 続きまして、財源確保についてお尋ねをいたします。社会資本整備総合交付金と過疎対策事業債の状況についてお尋ねをいたします。

都市建設課長 本事業は、国からの社会資本整備総合交付金を基本としまして、過疎対策事業費と組み合わせて財源確保しておりましたが、令和 7 年度の交付金の交付額が要望額の 10 パーセントにとどまっている状況であります。事業の進捗に影響が出ているところであります。交付金内示率については、今後も、回復する見込みが考えにくいことから、事業の実施にあたっては過疎債により事業を進めていく方法も考えられます。そのあたりの財源確保につきましては、今後とも財政課と協議しながら事業を進めていきたいと考えております。

重廣副分科会長 ほかにございませんか。

田村大治郎委員 決算書 222 ページのところなんですが、ちょっと範囲が広くなります。第 2 目「道路橋梁維持費」の事業コード 700 長門地区市道維持管理費、ほかのところにも事業コード 720 であるとか、710 にもあるんですけども、市道維持管理委託料というものがあります。令和 6 年度のその市道維持管理委託について、その委託の内容、それから団体なり事業者の数があれば、その数も合わせてお願いします。

維持班長 まず、長門地区の市道維持管理費の市道維持管理についてなんんですけど、市道維持管理の 1,259 万 8,300 円についてですけど、これは市道維持の舗装の復旧工事や道台、あと法面の復旧工事等、長門地区の維持の修繕工事についての予算に

なります。また、710 番、720 番、730 番につきましては、各三隅、日置、油谷地区の市道の維持及びこの復旧の工事費になります。

田村大治郎委員 これは、あれですか。今、710、720、730、事業コードの——市道の補修等で、草刈りは違ったんですかね。

都市建設課長補佐 例えば、事業 700 番の長門地区の市道の維持管理を例に取つてみますと、緑地等の管理委託料 549 万 2,300 円等につきましては、道路公園とか市の樹木等の管理委託料 9 件の合計というような意味合いがございます。市道維持管理委託料 1,259 万 8,350 円、この内訳につきましては、清掃業務 3 件の合計額、それと先ほど言わされたように路肩の草刈り業務等も 3 件発注して、約 400 万円。様々な市道の維持管理の金額がこちらの中に入ってるというふうに考えております。710 番、720 番、730 番、各支所の金額もございますが、全て維持管理委託料につきましては草刈り用務等、市道に関する維持管理の総額ということでお考えいただけたらと思っております。

田村大治郎委員 関連があつたら皆さん申し訳ないですけど。その中で、草刈り繫がりなんですけれども、事業コード 720 の決算書 224 ページ、日置地区市道維持管理費の中に、草刈等謝礼というのが 20 万円ほどついております。これは例えば、自治会に対して出されるようなものなんでしょうか。

都市建設課長補佐 今、草刈りの謝礼として 20 万円の内訳ということでございますが、この内訳としては日置地区にある 28 自治会のほうに基盤として 1,500 円の配分と、それに伴つて参加いただいた人数、先ほどの自治会による均等割りというか自治会割り、それと総人数による人数割りと、それと実際にやっていただいた草刈りの面積割り、これに応じて報酬額を決定して今支出しておるという内容でございます。

田村大治郎委員 はい、わかりました。お伺いするのは、これで多分最後になると思うんですけど、その事業コード 720 の日置地区については、こういった予算がついておりますけれども、700、710、730 については、こういった草刈等謝礼という予算と言いますか、費目がないんですが、ほかの地区に対してはそういった考えはないんでしょうか。

都市建設課長 日置地区につきましては、日置町時代からこういった手法を取つておりますと、若干他の地区と違つた活動をされている部分がございまして、あの地区に関しましては、700 番の中で自治会等作業委託ということで、17 自治会に草刈りについて 1 メートル当たり 30 円の単価で委託をしております。

中平委員 ちょっと関連というかね、なかなかこれは支所にも、色んなところに聞きづらいんで、都市建設課さんにお聞きします。県道なんんですけど、県道と入り組むようなところはそうなんだけど、とにかく今年ね、県道のほうの草刈りがすごい遅れてるんですよ。もう、だから、そういうところを、ちょっと市で余力があるようなどこがあつたら、本当、地域住民の危険性もあるし、最近観光客が増えて、よその人が来ると特に狭いと

ころはね、草とか木とか竹がしなだれかかって、よその人はもうど真ん中を通ってるんですね。相手がバスとかちょっと大型のトラックとかだったらあれなんで、ちょっとその辺の見解は、それは県がやることだから私たちは言えないよって言うんだったらもうそれでいいんで、もし見解がありましたらお願ひします。

都市建設課長 その件につきましては、県のほうにしっかりと要望、伝達してまいります。

重廣副分科会長 その他の項目でございますか。

米弥委員 決算 228 ページ、第 3 目「道路橋梁新設改良費」、事業コード 045 道路交通安全対策事業、主要な施策の報告書 134 ページになります。こちらの事業の成果と課題に、さらなる業務の省力化を図っていく必要があるとありますが、測量等にドローンを活用することがあるのかお尋ねいたします。

建設班長 今お話のございましたドローンですけれども、測量でドローンを活用することはございます。主要な政策に書いております、さらなる業務の省力化というところですけれども、昨年度から橋梁点検に AI のシステムというところを導入いたしまして、まずは昨年から運用されたばかりでございます。システムの機能拡張も含めまして、今その技術が進んでいるという情報も入っておりますので、今の現行でできなかつた、AI 点検ができなかつた橋梁というところも今から増えてくると考えております。ですので、そういうところを活用しながら業務の省力化に努めていきたいというふうに考えております。

米弥委員 同目、事業コード 100 県営事業負担金、主要な施策の報告書 135 ページになりますが、豊田三隅線、長門秋芳線の令和 6 年度の事業内容と完成の見込みをお尋ねいたします。

都市建設課長 まず、豊田三隅線、主要な施策の中で 3 路線ほど表示があると思いますが、まず豊田三隅線の山中地区。これに関しましては、場所的には長門市の清掃工場付近の谷部の安全対策をした中で、安全対策、ガードレールを 48 メートル設置したものというふうに報告されております。完了見込みにつきましては、単年度事業で令和 6 年度に完了したということです。続きまして、同じく豊田三隅線の市ノ尾(1)と書いておりますが、(1)と(2)は同じ場所でございまして、(1)のほうは狭隘部の掘削、法面保護ということで道路をちょっと広くする工事を実施したもので、この工につきましては続けて令和 7 年度の施工で完了を予定しているというふうに聞いております。それと、続きまして市ノ尾(2)、こちらは同じ場所ですが、狭隘部の施工のための用地買収をした用地買収費であるというふうに報告を受けております。従いまして、完了としましては令和 6 年度に買収を完了したということになります。最後に、長門秋芳線、坂水ですが、こちらのほうは改良部の、道路改良したところの舗装工事を実施したものであります、完了としましては令和 7 年度の完了を見込んでいるということで報告を受けております。

重廣副分科会長 そのほかございませんか。

米弥委員 決算書 230 ページ、第 2 目「河川改良費」、事業コード 015 県営事業負担金、主要な施策の報告書、136 ページになります。県営急傾斜地崩壊対策事業で、田屋工区において地元説明が十分に行われていないんではないかと思われますけど、状況をお尋ねいたします。

都市建設課長 田屋地区、2 と 4 という地区が両方ございますが、説明会につきましては、田屋地区 2 の方は令和 7 年 2 月に実施されております。その説明会には都市建設課から 1 名参加しております。また、全体説明会に参加できなかった方を対象に、令和 7 年 2 月、同月に個別に説明を実施されております。田屋 4 の地区に關しましては、さかのぼりますが、令和 2 年 7 月に全体説明会が開催されております。この説明会にも都市建設課の職員 1 名が参加しております。各説明会での反対のような意見というものはないというふうに報告は受けておりますが、いずれの説明会の中でも、地元の方から排水処理について意見があったことは確認しております。その排水処理につきましては、田屋 2 につきましては今後設計の中で検討をしていくということとしておりまして、田屋 4 のほうにつきましては事業の中で対応しているという報告を受けております。

重廣副分科会長 そのほかございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、今一度、都市建設課所管全般にわたりご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑はないので、質疑を終わります。以上で都市建設課所管の審査を終了いたします。ここで説明入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:38 —

— 再開 13:39 —

重廣副分科会長 休憩前に引き続き、会議を始めます。最後に、建築住宅課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いいいたします。

建設部長 建築住宅課所管についての補足説明はございません。

重廣副分科会長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

首藤委員 238 ページの 040 空き家対策事業、報告書は 140 ページになります。第 6 目「住宅費」ですね。コードは 040 です。この中で、空家の情報提供っていう数が 44 件あることに対して、危険空家等除去事業補助金というのが使われたのが 5 件であるというふうに書かれてあります。この長門市空家等対策計画の中で、その判定ランクが高いもので、所有者不明の危険空家について略式代行執行による解体撤去工事を実施したものと思われますけども、その認識であってますか。

住宅班長 交付件数の 5 件は、略式代執行を行った件数ではございません。所有者が解体されたものに補助金を支出した件数となります。補助金の対象となりますのは、先ほど委員がおっしゃられましたように、危険度判定DからEが補助の該当ということになります。なお、令和 6 年度については、代執行等は行っておりません。

首藤委員 それでは、同計画の中で空家の実態調査というものがあつて、その判定ランクのDからCのものが多かったのかなというふうに思つてます。これは、直ちに危険はないんだろうけどもっていうところではあるんでしようけども、空家が増えていること自体が、まちの景観を損なうことになるんではないかなというふうに個人的には考えてまして、そういう、住民にとっては大きな心理的負担になつたりだとか、せっかく長門が観光地で売つていってるのであるのに対して、その観光の側面からも大きなマイナス要因になっているかと思います。これらの対応について、今後の課題であつたりとか方針があればお聞かせください。

建築住宅課長 課題といつしまして、この空家が増えているというところ、その空家を管理する方たちの、やはり管理の仕方が悪いっていうところから、近隣の方たちにご迷惑をかけている状況、そこらへんが課題だと思っております。また、そういうふうなところをどうやって変えていくかっていうところは、やはり所有者の意識向上しかないかなと思っております。まず、それに対しましては、固定資産税の納付書のチリを通知するときに、一緒にチラシのほう、空家等の適正な管理についてというところでチラシを配布させていただいております。内容については、そのチラシを確認していただければと思います。先ほどは軽度な部分の問い合わせだったと思いますが、結構、住宅課にかかるくるのは、もうどうしようもないからっていうふうなところの部分の方たちの相談が多くあります。これは先ほどありました 44 件の部分になります。そういう方たちの案件が出た時には、具体的な場所を聞きまして、自分たちで技師の方たちと一緒にその場を確認して、まずその所有者等、まず調べるようになります。所有者調べるときに、いろいろ管理人がきっちりしてあるところであればいいんですが、なかなかそういうところがなければ、もう相続者の方から調べるようになります。そういう方たちについては、もう相続のこととなるところは手が出せない部分とかもありますので、そういうところもなかなか難しく、危険空家等の除却について話がなかなか進んでいないような、そういう状況にもなつてきております。

中平委員 今の課長答弁にもありました、持ち主だつたり相続人にあたる方に連絡を取つてお願いするというベースでやられてると思うんですよね。けど、僕も自治会長やっておりまして、実際、危険空家だつていうことで連絡を取ると、やっぱその持ち主と言われている方は、いや、うちは違うと。親戚にもう預けたんだとかいうような話もされて大変だと思うんですよ。出張に行くのにも、1 人じゃああれだらうから、2 人だつたり、コロナもあつたりして、この 5 年度、6 年度を含めてもいいですけど、法律改正もありましたんで、進展等がありましたらお尋ねいたします。

**建築住宅課長** まず、法律の改正っていうところなんですが、2023年4月から順次施行されております不動産登記法について改正されて、3年以内に所有者等を確定してから相続をしなければならないっていうようなところの法律改正のことだと思いますが、その法律改正はあったところなんですが、やはりなかなか、その空家について、自分が相続人だよっていうところを、知られない方とかも結構おられるんですよね、ちょっと難しいところはですね。そういう方たちもあるっていう状況もありまして、なかなか進展があるかと言われると、大変、個々の空家の問題になりますし、個々の空家ごとの進捗状況っていうのは、それはすぐに解決をしていない状況です。ただ、先ほど除却の件数、4件から5件っていうところがありました、これについては危険空家っていうところになりますので、そこらへんが毎年除却が進んでいるっていうところの数字というふうに、こちらは一応進捗状況、判断をしているところです。

**田村大治郎委員** 238ページです。第6項「住宅費」、事業コードが020高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助事業についてなんですかけれども、これ、当初予算800万円ぐらいだったんですが、200万円ぐらい減額になっております。その減額になった理由と、それから、何件なのか、何人なのか、何世帯なのかわかりませんけど、どの程度の方がこれを利用されたのかについてお尋ねします。

**住宅班長** 高齢者向け優良賃貸住宅の減額ということでございますが、まずは、これは清風ポラリスに対する家賃補助でございまして、これ当初は満室状態であるということを想定して予算を計上しております。ただし、その分が満室にならなくて徐々にこう空き室があるという状況の中で、最終的にはその空き室部分については減額させていただくところでございます。何件ぐらい利用されているのかということでですが、30室ございまして、空き室は令和6年度末の状態で7ということでございます。ただ、途中に出入りがどうしてもあるものですから、これ最終的に空き室が7だったということで、令和6年度末の状態では7だったということでご了承いただけたらというふうに思います。

**重村委員** 建築住宅課の歳入についてお尋ねをします。15番、使用料及び手数料ということで、市営住宅の部分でございます。決算数値、収入未済額533万5,000円、まだありますけれども、ここ近年の決算額を見ると、未済額もこう改善していくという状況にあります。中でも、過年度分の住宅使用料というのがこう少なくなってきたますので、いろんなご努力をされて、今回の決算数値であろうというふうに思いますけど、この住宅使用料の徴収の取組と現状というのを、どのような見解があるのか、教えていただけたらというふうに思います。

**住宅班長** 今委員のほうからもご指摘いただいてますとおり、収納率については、令和6年度の現年分の収納率が99.6パーセントで、過年度分については、20.9パーセントということでございますけども、この収入未済額だけ見ると、年々減っている傾向にございます。過年度分の主な内容というのが、どうしてももう退去されて、もうすで

に退去されて場合によっては県外に住まれてるという状態で、なかなかこう徴収しにくい、言い方があれかもしれませんけど、ちょっと徴収しにくいようなものが残っているというのが現状でございます。これまでの対応についてですが、やはりこの現年分をまずなくそうということで、現年度分についても 99.6 パーセントというふうに割とこう集められていくっていっているんじゃないかというふうに考えております。これは催告書等をこまめに出しまして、要は大きい金額になりますとどうしてもすぐには払えないということになりますので、催告書等を頻繁に出して、このほうに納めていただくという形になります。どうしても悪質な滞納者に対しては、毅然とした態度で対応しながら、必要に応じて市営住宅入居者選考委員会というのを開催いたしまして、退去等をその中で退去させるべきかどうかというのを検討しながら、対応しているといった状況でございます。

重廣副分科会長 その他の質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは今一度、建築住宅課所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で建築住宅課所管の審査を終了いたします。本日の審査はこの程度にとどめ、この続きは 10 月 6 日午前 9 時分から審査を行います。本日はこれで散会いたします。どなたもご苦労様でした。

— 散会 13:52 —